

JA 愛知信連の現状

REPORT 2023

CONTENTS

ごあいさつ	1
JA愛知信連の概要	
JA愛知信連のプロフィール	2
JAグループの仕組み	3
JAバンクシステムの仕組み	4
当会の考え方	
経営理念・経営目標	6
経営方針	7
SDGs(持続可能な開発目標)への取組み	8
内部統制システム	10
お客さま本位の業務運営に関する取組み	14
貸出運営についての考え方	15
金融円滑化への取組み	16
リスク管理の状況	
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	18
リスク管理態勢	24
業績	
令和4年度の業績	28
主要な経営指標の推移	28
農業専門金融機関としての 金融仲介機能発揮に向けて	30
地域農業の振興に向けて	32
地域からの資金調達・地域への資金供給等の状況	34
社会貢献活動	36
事業	
業務のご案内	40
主な取扱商品・サービス	41
手数料一覧	44
組織	
会員数	46
役員	46
会計監査人の名称	46
職員数	46
機構図	47
自動化機器の設置状況	47
特定信用事業代理業者の状況	47
事務所・店舗の所在地	48
あゆみ	49
資料編1	
経営状況に関する事項	50
資料編2	
自己資本の充実状況に関する事項	78
索引	

ごあいさつ

皆様には、日頃より、愛知県信用農業協同組合連合会（愛称「JA愛知信連」）に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も皆様に当会の経営方針、業務内容、令和4年度の業績等をご紹介しますために、本誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業専門金融機関・地域金融機関として、県下のJAが食の安全と安心を地域の皆様にお届けすることを金融面からサポートするとともに、利用者の皆様の生活向上に資する幅広い金融サービスを提供することにより、地域農業の発展と豊かな地域社会の創造に取り組んでまいりました。

さて日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の両立・正常化が進展したものの、物価高や欧米各国の金融引き締め等により景気の減速懸念が生じる等、その先行きはますます不透明感が高まる経済環境となっています。

また、金融業界におきましては、超低金利環境の長期化等による厳しい収益環境が続く中、各金融機関では新たな収益源の確保として、またSDGs視点での使命発揮としても、取引先の経営支援やコンサルティングなど様々な取引先の本業支援を展開する動きが強まっています。

一方、農業の分野におきましては、肥料、燃料等の生産資材高の影響が農業経営を脅かす状況となっており、その経営環境は引き続き厳しい状況であることから、系統金融機関として金融仲介機能を十全に発揮し、JA系統ならではの付加価値を提供していくことの重要性が一層高まっています。

当会は、こうした情勢認識を踏まえ、中期計画（令和5年度～令和6年度）に基づき、JAごとの特性に応じた実効性の高いJAサポートに取り組むとともに、県下JA系統信用事業（通称「JAバンクあいち」）ならではの価値提供と持続可能な収益モデルの構築に向け、役職員が一丸となり「JAバンクあいち」の発展に努めてまいります。

皆様におかれましては、本誌等を通じて当会に対するご理解を深めていただきますとともに、より一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月



代表理事 理事長
磯村 幹夫

経営管理委員会 会長
齋藤 種治

経営管理委員会 会長 齋藤 種治
代表理事 理事長 磯村 幹夫

J A 愛知信連のプロフィール (令和5年3月31日現在)

名	称：愛知県信用農業協同組合連合会
設	立：昭和23年8月
所 在	地：愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号
貯	金：7兆8,937億円
貸 出	金：4,525億円
出 資	金：2,534億円
単体自己資本比率：16.44%	
役 員	数：経営管理委員13名
	理事5名
	監事4名
職 員	数：349名

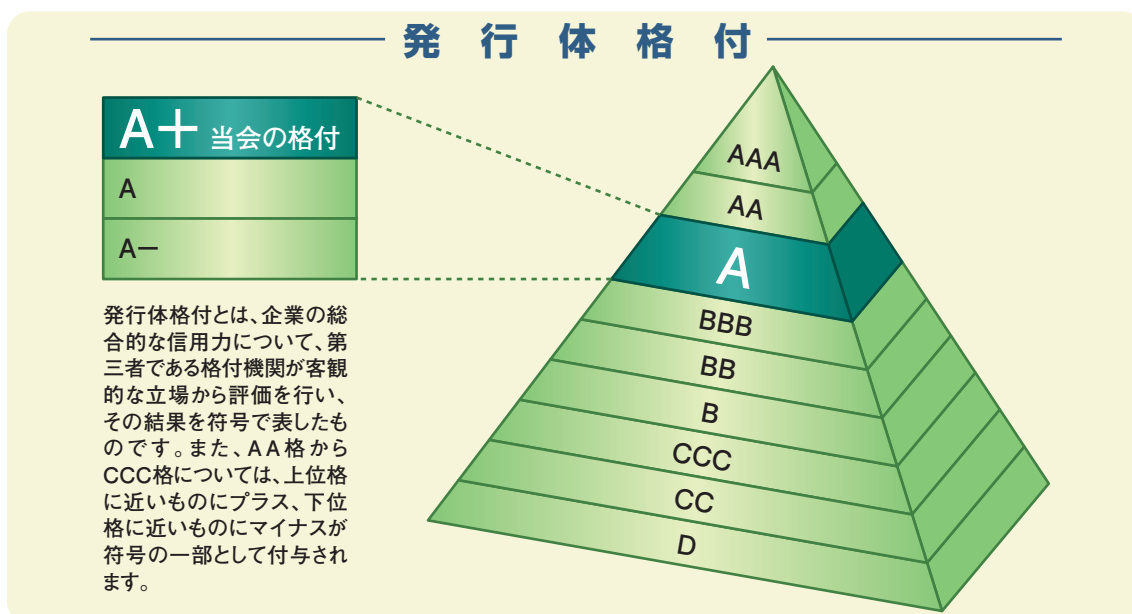


利用者の皆様に支えられ、
地域金融機関として高い評価を受けています。

R & I より発行体格付「A+」(格付の方向性：安定的) を取得

当会は、財務の健全性を高く評価され、国内格付機関である株式会社格付投資情報センター(R & I)より発行体格付として上位となる「A+」を取得しています。また、中期的な格付の見通しである方向性についても、「安定的」との評価を得ています。

今後も、安定的で健全な経営に努め、利用者の皆様からの揺るぎない信頼の確保に向けて、役職員一丸となって努力してまいります。



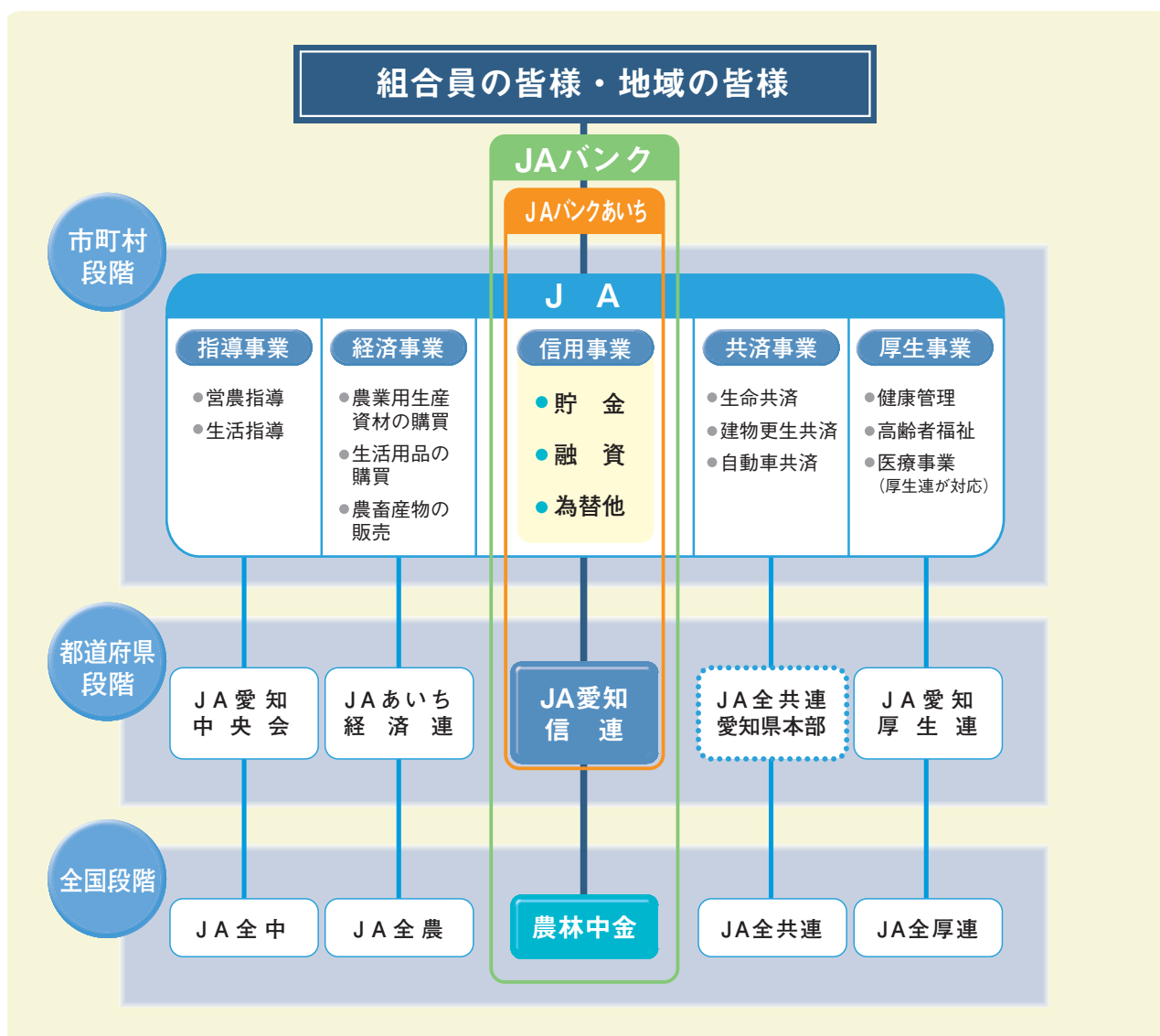
JAグループの仕組み

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

特に、信用事業においては、JA、信連、農林中金で構成するグループが「JAバンク」の総称のもと、実質的に一つの金融機関として一体的に事業を展開しており、愛知県においては、県下JAと私どもJA愛知信連が「JAバンクあいち」として一体

的な事業運営を展開しています。

私どもJA愛知信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県下JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、県域を営業エリアとする農業専門金融機関・地域金融機関としてJAと協調して金融サービスを提供することにより、県下JAと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、地域の皆様のお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

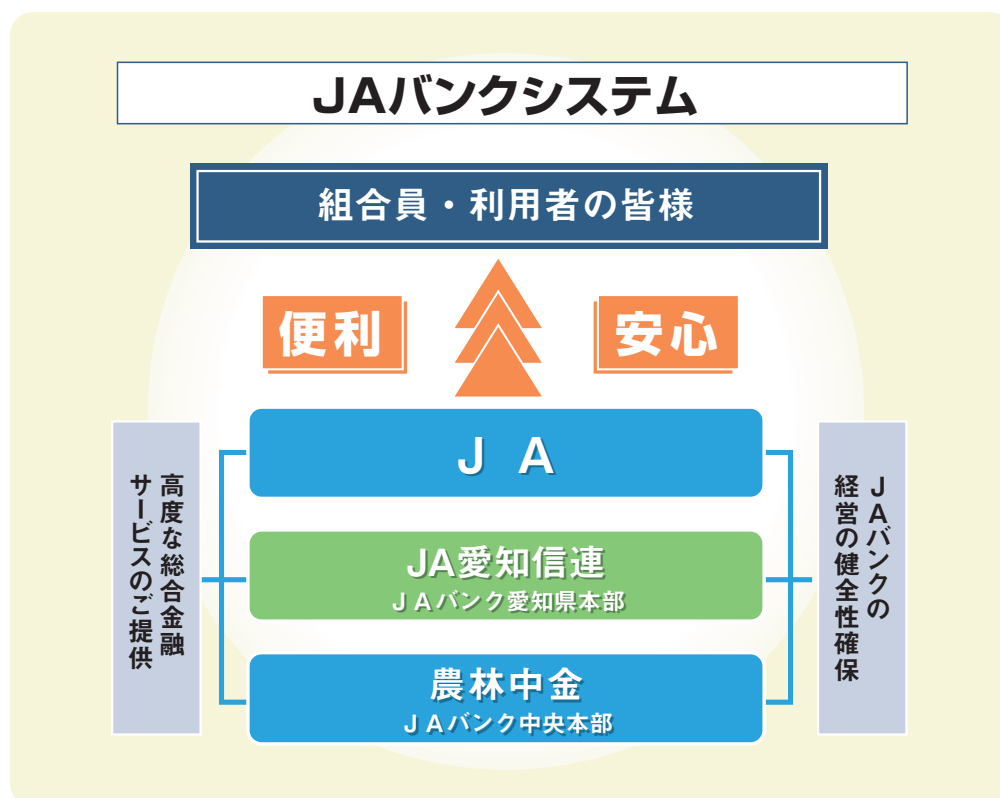


J Aバンクシステムの仕組み

J A、信連、農林中金が一つの金融機関として機能する J Aバンクシステムにおいては、経営破綻を未然に防止することが最重要であるとの視点に立ち、問題点の早期発見のため、J Aの経営状況のチェック等を行う「破綻未然防止システム」を構築し、J Aの健全性確保に全力で取り組んでいます。また、組合員・利用者である皆様の金融ニーズを的

確に把握し、商品・サービスの開発・提供に取り組んでいます。

この取組みの中で、当会は、組合員・利用者の皆様に、安心して便利にお取引しただけですよう、J Aバンク愛知県本部としての役割を十全に発揮します。



便利です!

J Aバンクは、皆様のニーズに対応した多様な商品・サービスを提供します。

「J Aバンク」は、より身近で安心・便利な金融機関として、地域の皆様に利用していただけるよう、グループ全体のネットワークと総合力を発揮し、全国に店舗やA T M網を展開するとともに、常

に組合員・利用者の皆様の金融ニーズの把握に努め、良質で高度な商品・サービスを全国と一体となって開発・提供しています。

安心です!

JAバンクは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」による「JAバンク・セーフティネット」を構築し、皆様の貯金を安全にお守りします。

貯金保険制度

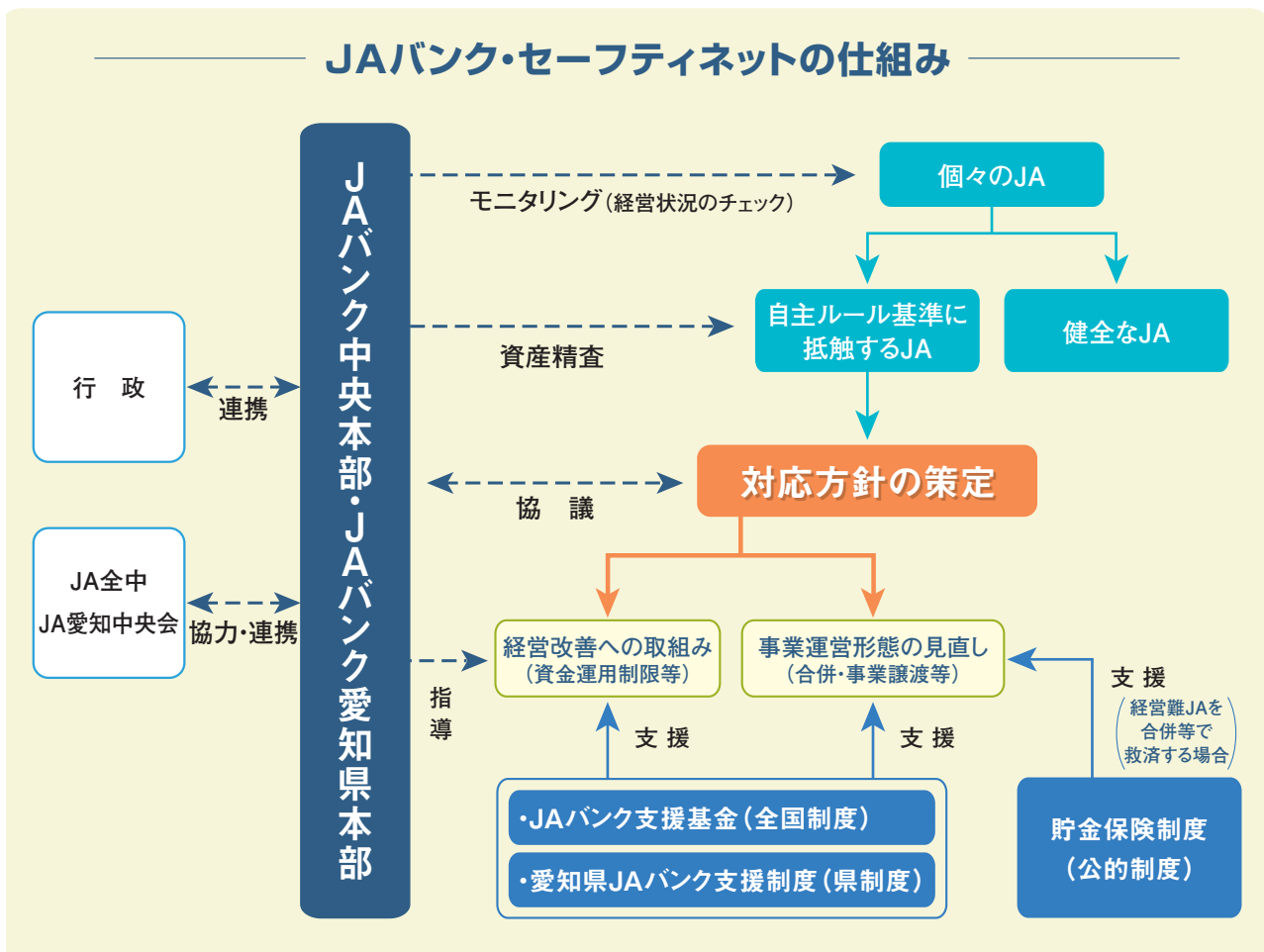
貯金保険制度は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA、信連、農林中金などの加入が義務づけられています。万一JAが経営破綻して貯金の払戻しができなくなった場合、JAなどから納付された保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。

破綻未然防止システム

「JAバンク」は、JAバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率等）を設定し、個々のJAの経営状況をチェック（モニタリング）しています。

また、全国制度の「JAバンク支援基金」と、県制度の「愛知県JAバンク支援制度」の二つの制度が互いに連携し、万一の事態に至ることのないよう、早期・適切に経営健全性の向上のために、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

JAバンク・セーフティネットの仕組み



経営理念・経営目標

当会は、経営理念と経営目標を次のとおり定めています。

経営理念
.....
JA愛知信連は
JAとともに地域社会の
豊かな未来を創造します

経営目標 1
JAとともに、
地域との
密着度・信頼度No.1の
金融機関を
目指します。

経営目標 2
利用者の皆様へ
質の高い金融サービスを
提供するため、高度な
金融知識・技能を持った
専門家集団を
目指します。

JA愛知信連は、協同組合組織の地域金融機関として、JAとともに、利用者の皆様のニーズに合わせた多様な金融サービスを提供することにより、農業の発展と豊かでゆとりある地域社会の実現に、誇りと喜びを持って積極的に貢献します。

経営目標 3
金融機関としての
社会的責任を果たすため、
法令等を遵守し、
安定的で健全な
経営を目指します。

経営方針

当会は、県下JAと一体となり、組合員の皆様、地域の皆様の多様化、高度化、複雑化する金融ニーズにきめ細かく対応し、皆様に安心してお取引いただける「JAバンクあいち」を目指しています。

現在、基幹的農業従事者数の減少やコロナ禍を経た社会行動の変容等、農業・地域社会を取り巻く課題は多様化しており、JAグループには、農業・くらし・地域の持続可能性を意識したステークホルダー目線での事業運営が強く求められています。また、物価上昇圧力の高まりによる世界的な金利上昇

を受け、資金運用環境の厳しさがさらに増しており、持続可能なビジネスモデルの構築が必要不可欠となっています。

このような厳しい経営環境のもと、当会においては、県下JAが、将来にわたり持続的かつ安定的な経営を維持し、組合員・利用者の皆様から信頼される「JAバンクあいち」であり続けるため、中期計画（令和5年度～令和6年度）において、次に掲げる基本目標と基本方針を設定し、事業運営に取り組みます。

基本目標

「JAバンクあいち」ならではの価値提供と持続可能な収益モデルの構築

基本方針

前記の基本目標の達成に向けて、当会は次の三つの基本方針に基づいた事業運営を進めています。

① 「JAバンクあいち」一体となった金融仲介機能の発揮と実効性の高いJAサポート

組合員や地域社会等のステークホルダーからの高い期待に応えるため、農業、くらし、地域の各領域において「JAバンクあいち」ならではの金融仲介機能の発揮に取り組むとともに、機能発揮に向けたリソース創出を実現するための徹底的な業務効率化に向けたJAサポートに取り組みます。また、県下JAの不断の取組みとして、不祥事根絶およびリスク管理態勢の整備等、内部管理態勢強化に向けたJAサポートに取り組みます。

② 長期安定還元に資する資金運用力の強化

極めて厳しい資金運用環境が想定される中においても、県下JAへの持続的・安定的な収益還元原資を確保するため、市場リスクの顕在化に配慮し、機動的なポートフォリオ再構築と実効性のある収益・リスク管理を実践するとともに、環境等に配慮したサステナブル投融資にかかわる態勢の構築に取り組みます。

③ 県域機能を支える経営インフラの強化

厳しい経営環境においても県域機能を十全に発揮するため、当会業務全般の効率化・生産性向上への取り組みを徹底するとともに、新たな価値を創造できる人材開発等、当会の持続的成長を支える職員の能力の最大発揮に向けた人材マネジメントの強化や柔軟な組織運営に向けた態勢整備に取り組みます。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

当会は、地域の農業生産基盤の維持・強化と、地域社会の発展に取り組む社会的使命の発揮に向けて、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の視点を経営に取り入れることとし、持続可能な社会の実現を目指すための取組み姿勢として、「SDGs宣言」を制定しました。

J A 愛知信連 SDGs 宣言

当会は、『J A 愛知信連は J A とともに地域社会の豊かな未来を創造します』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱する SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域の農業と暮らしの発展による持続可能な社会の実現を目指してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。



これからの新たな価値創造に向けた重要テーマ



農業を支える

農業の衰退化に目を向け、持続的発展、成長産業化への貢献へ



食を守る

食料安全保障の問題に目を向け、安心・安全な食料供給への貢献へ



社会・環境に配慮する

社会・環境問題に目を向け、地域社会振興・環境保全への貢献へ



価値創造に尽力する

経済価値と社会価値の創造、協同組合理念の醸成へ



担い手、農業法人等への総合ソリューション提供へ

- 農業所得向上等農業者支援
- コンサルティング支援
- 事業性評価等による安定した資金提供
- 農産物の販路拡大支援



経済・社会・環境に配慮したサステナブル投資へ

- 経済・社会・環境の持続性の視点を踏まえた投融資の取組み



働き方改革、組織風土改革等を通じたサステナブル経営の実現へ

- 多様な人財が活躍できる職場づくりの推進
- 経営方針等の理解浸透に向けた役員対話会の開催
- エンゲージメント向上の取組み
- SDGs勉強会等の実施



これまでも、これからも

地域社会への貢献

- 地域への安定的な金融サービスの展開
- クレジット・ポリシー/金融円滑化等に基づく地元企業への安定した資金提供
- フードバンクへの食品寄贈
- 社会福祉施設への農産物寄贈
- 老人福祉施設への車椅子等寄贈
- 交通遺児へのギフト券・図書カード寄贈
- 団体献血
- 使用済切手の寄贈

次世代へつなぐ

- 小学校等への教材本贈呈
- 農機具の寄贈
- 農業大学生への奨学金
- 農業への理解深耕

環境保全等への取組み

- 森林保全活動
- ペーパーレス化の促進

平和な社会の実現

- マネロン対策
- テロ資金供与対策
- 振り込め詐欺・特殊詐欺被害防止

コーポレートガバナンスの実現

- 内部統制高度化・コンプライアンス遵守
- 経営環境の変化に適應した内部管理態勢の構築

内部統制システム

当会は、適切な内部統制システムを構築することが経営の最重要課題であると認識し、業務の適正性を確保するための態勢の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、内部統制システムの適切な構築、運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

① 目的

この基本方針は、当会が農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付け、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性の確保を目的として定めます。

② 法令等遵守態勢

役職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正に業務を運営することの重要性を周知徹底します。
- ② 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定に当たっては、当該事項の主管部署において事前に確認を行います。
- ③ コンプライアンスに関して、職員が外部に相談・情報提供できる内部通報制度を設けます。
- ④ コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、コンプライアンスにかかる態勢強化への取組み・教育研修活動等を計画的に実施します。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持します。

③ 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事会等の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理します。
- ② 各業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じて職務の執行にかかる情報を閲覧に供します。

④ リスク管理態勢

損失の危機の管理に関する規程等の態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切なリスク管理の実施を重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定します。
- ② 管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクとし、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理します。
- ③ 前記②の管理を適切に実行するため、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確に定義して実施体制を整備します。

- ④ 主要なリスクについて、リスク量を計量し、それらを合算した総リスク量が自己資本額の範囲内に収まるよう統合的リスク管理を実践するとともに、リスク管理の一層の高度化に取り組みます。
- ⑤ 農協法で規定される経営の健全性確保のための基準を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施します。
- ⑥ 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保します。

5 理事の職務の効率性を確保する態勢

理事の職務が効率的に行われることを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 事業計画を設定し、その進捗状況を定期的に評価します。
- ② 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を行うほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託します。
- ③ 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定めます。

6 内部監査態勢

経営の健全性確保・効率性向上に向けた内部監査態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備します。
- ② 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査実施計画に基づき実施します。

- ③ 内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するほか、内部監査実施状況を経営管理委員会に報告します。
- ④ 内部監査部門は、監事と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化します。

7 監事へのサポート態勢

監事の職務を補助する職員を確保するとともに、当該職員の理事からの独立性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置します。
- ② 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、専任職員を配置します。
- ③ 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行します。

8 監事への報告態勢

監事への報告に関する態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告します。
- ② 各業務の主管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合、監事にその旨を報告します。
- ③ 内部監査部門は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行います。
- ④ 主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供します。

⑨ 監事監査の実効性を確保する態勢

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の実効性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
- ② 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行います。

- ③ 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力するほか、監事監査規程等に定めのある事項を尊重し、監事監査の円滑な運営に協力します。

業務の適正性を確保するための運用状況

当会は、「内部統制基本方針」に基づき、法令等遵守、リスク管理、内部監査の各管理態勢について、コンプライアンス委員会、統合リスク・財務統括委員会、オペレーショナルリスク管理委員会等の会議体において、適切な内部統制の構築・運用に努めており、その運用状況は以下のとおりです。

① 法令等遵守態勢

コンプライアンス・マニュアル等を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役員に対するコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力等との関係遮断については、反社会的勢力等への対応規程を定め、反社会的勢力等の排除にかかわる体制を整備し、その運用状況等について、定期的に理事会等に報告を実施しています。

② 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事会等の重要な会議の運営規程を定め、その規程に基づき、議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定し、役員への周知、情報管理を確実なものとしています。

③ リスク管理態勢

リスク管理の基本方針を定め、業務運営にかかわる様々なリスクを把握し、統合リスク・財務統括委員会、オペレーショナルリスク管理委員会、理事会に定期的にリスク管理状況の付議を行っています。また、JAバンク業務継続における信連代行手続規程を定め、災害等が発生した場合でも、県下JAの利用者に基本的なサービスを提供することとしています。

④ 理事の職務の効率性を確保する態勢

中期計画等の進捗状況を理事会等へ定期的に報告しています。また、重要案件等に対する理事の迅速な経営判断ができるよう、理事により構成される協議会を週1回程度の頻度で開催しています。

⑤ 内部監査態勢

内部監査業務規程を設定し、当会の全業務にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長、監事および理事会に報告しています。

⑥ 監事へのサポート態勢

監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置し、専任職員を配置しています。

⑦ 監事への報告態勢

理事会や理事等により構成される会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

⑧ 監事監査の実効性を確保する態勢

代表理事と監事は、業務の運営や課題等についての定期的な意見交換を行っています。また、監事監査規程に基づく、監事監査の円滑な運営に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組み

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原

則」を採択するとともに、利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

また、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

① お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等を踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）】

② お客さま本位のご提案と情報提供

① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2 本文および（注）、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

③ 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3 本文および（注）】

④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

貸出運営についての考え方

当会がお預かりしている資金の大半は、県下JAにお預けいただいた地域の皆様の大切な資金です。当会は、その大切な資金を安全にお預かりするとともに、地域の皆様にも有効にご活用いただくことにより、「農業の発展と豊かでゆとりある地域社会」を実現することを最大の使命としています。

そのため、当会は、県下JAを通じて皆様からお預かりした資金を県内農業の振興や農業後継者の育成・確保等にお役立ていただく観点から、農業専門金融機関として農業関連融資に積極的に取り組んでいます。さらに、地域社会の振興にお役立ていただく観点から、地元企業、団体等へのご融資にも積極的に取り組んでいます。

また、「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末をもって終了しましたが、引き続き同法のもとでの取組みと同様に金融の円滑化に取り組んでいます。

なお、当会は、ご融資を行うに当たっての基本原則、事業性評価に基づく融資への取組姿勢等を明確にした融資の規範となる「クレジット・ポリシー」を定め、適正な業務遂行に努めています。

個々のご融資に際しましては、特定の業種等に偏ることのないようリスク分散に努めるとともに、お客様の経営状況等を踏まえたくうえで、事業の内容や成長可能性等を把握・検討し融資を行うなど、貸出資産の健全性の確保に努めています。

クレジット・ポリシー

当会は、金融システムの一翼を担う者としての公共性と地域経済・社会の発展に貢献すべき社会的責任とを認識し、融資にかかわる規範としてクレジット・ポリシーを定めています。融資を行うに当たっては、当会の使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとします。

- 1 社会通念、公序良俗などの社会的規範はもとより、農協法をはじめとする各種の法令、金融業界やJA系統組織内のルール、当会の規程類を厳守し、誠実かつ公正な融資を行います。
- 2 当会の公共性および社会的責任を認識した健全な融資を行います。
- 3 取引先の信用力、事業の内容や成長可能性、資金使途の妥当性、返済能力および融資の集中度合い等を把握・検討し融資を行います。
- 4 適正で安定的な収益が確保できる融資を行います。
- 5 取引先と当会との相互の成長・発展に寄与する効果的な融資を行います。
- 6 資金が固定化することのないように流動性に配慮した融資を行います。

金融円滑化への取組み

当会は、中小企業金融円滑化法の期限到来後におきましても、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識

し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス関連肺炎により影響を受けられた農業者・事業者等のお客様に対する資金繰り支援や資金調達にかかわるご相談窓口を設置しています。

金融円滑化管理方針

当会の金融円滑化にかかわる基本方針は、次のとおりです。

- ① 当会は、お客様からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- ② 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- ③ 当会は、お客様から新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。
また、申込みを謝絶する場合には、その理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明することに努めます。
- ④ 当会は、お客様からの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
その際、金融仲介機能の発揮のために必要であると判断した事項については適切な対応に努めます。
- ⑤ 当会は、農業者を始めとする中小企業者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合および住宅資金の借入者からの貸出条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、愛知県農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。この場合、これらの関係機関から照会を受けたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで情報を交換するなど連携に努めます。
- ⑥ 当会は、お客様からの貸出条件の変更等の申込みに対して、円滑な措置を取ることができるような必要な体制を整備しています。
具体的には、理事会において当会全体の金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の制定と対応措置の実施状況の管理等に努めます。
また、貸出業務の取引実施部署を統括する常務理事を「金融円滑化管理責任者」として配置し、役職員に対する方針、規程等の周知徹底に努めます。
さらに、貸出業務の取引実施部署に金融円滑化管理を担当する「金融円滑化管理担当者」を配置し、当該部署における金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の周知徹底に努めます。
- ⑦ 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化に対する体制

当会の金融円滑化にかかわる体制は、次のとおりです。

- ① 貸出業務の取引実施部署を統括する常務理事を「金融円滑化管理責任者」、食農法人営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかわる対応状況を把握することとしております。
- ② 貸出業務の取引実施部署を「金融円滑化管理担当部署」とし、同部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し、金融円滑化にかかわる対応状況を把握し、「金融円滑化管理責任部署」へ報告することとしております。
- ③ 「金融円滑化管理責任部署」にて、当会の金融円滑化にかかわる対応を一元的に管理し、金融円滑化にかかわる取組状況等を定期的に理事会へ報告することとしております。

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守いたします。

また、当会は、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

お客様のご相談窓口

当会では、金融円滑化にかかわる「ご相談窓口」（新型コロナウイルス関連肺炎の影響による資金調達にかかわるご相談窓口を含む。）を次のとおり設置しています。

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号	備考
食農法人営業部	名古屋市中区錦3-3-8	農業融資グループ	052-951-6746	農業者向け相談
		地域融資グループ	052-951-6701	中小企業者向け相談
		本店業務グループ	052-951-3623	住宅ローン相談

金融円滑化にかかわる苦情については健全化推進部にて承っております。なお、金融円滑化にかかわる対応状況につきましては、当会のホームページにおきまして適時公表しております。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関は、その業務の公共性の高さから、法令や社会的規範を逸脱するような営業姿勢を厳に慎み、良識ある営業活動を行うことが強く求められています。

当会におきましては、当会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、公正かつ健全な業務運営を通じてこれらを果たしていくことで、利用者の皆様や地域社会から揺るぎない信頼を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営上の最重要課題として取り組んでいます。

具体的には、役員および関連部署長で構成するコンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス態勢全般にかかわる企画・推進・進捗管理体制のもとで、責任者等の役割や連絡・報告ルート等の明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の一層の向上に努めています。

また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度理事会で審議・策定し、役職員が一丸となって継続的にその実現に向け取り組んでいます。



外部講師による役職員向けコンプライアンス研修会

更に、業務遂行に際して堅持すべき考え方や行動の指針を明文化した「コンプライアンスにかかる基本方針」や、役職員一人一人が高い倫理観と責任感をもって行動するための業務における心構え、各種法令等に照らして留意が必要な事項等を規定した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、職場内研修等を通じて全役職員に周知・徹底を図っているほか、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、役職員に対して外部講師によるコンプライアンスに関する研修を実施しています。

コンプライアンスにかかる基本方針

① 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

② 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

③ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適應し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

④ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

⑤ 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

⑥ 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

利用者保護等の管理

当会は、利用者の皆様（利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保をするため、以下の方針を遵守しています。また、利用者の皆様の保護と利便の向上に向けた継続的な取組みを行っています。

利用者保護等管理方針

- ① 利用者に対する取引（「資金の貸付、貯金および定期積金の受入れ、国債等の募集の取扱い、その他当会と利用者との取引」をいい、以下も同様とします。）または金融商品の説明（金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

個人情報の保護

当会では、個人情報保護に的確に対応するため、個人情報保護にかかわる管理・組織体制を整備するとともに、個人情報保護にかかわる考え方および個人情報の取扱いを示す「個人情報保護方針」、個人情報の取扱いの基本事項を定める「個人情報取扱規程」、個人情報の取扱いの具体的事項を定める「個人情報取扱手続規程」を制定し、個人情報保護に関する法律・関係法令等を遵守することで、利用者の皆様の個人情報の適切な保護と利用に努めています。

また、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）については、特定個人情報の取扱いの基本事項を定める「特定個人情報取扱規程」、特定個人情報の取扱いの具体的事項を定める「特定個人情報取扱手続規程」を制定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を遵守することで、利用者の皆様の特定個人情報の適正な取扱いと厳格な保護措置に努めています。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

① 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

② 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の食農法人営業部に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

③ 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④ 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、役職員および委託先（再委託先等を含みます。）を適正に監督します。

⑤ 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供いたしません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

⑥ 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものはいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等なら

びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号

愛知県信用農業協同組合連合会 健全化推進部

TEL 052-951-4108

金融商品の勧誘

当会では、お客様に的確に対応するため、金融商品販売にかかわる勧誘の基本姿勢を示した「金融商品の勧誘方針」を制定し、お客様に対する的確な商品内容の説明や適正な勧誘など、金融機関に求められる義務の周知・徹底を図っています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 会員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 会員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、会員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 会員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する会員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

苦情処理措置および紛争解決措置への対応

当会では、利用者の皆様からの相談・苦情等に迅速かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・リーフレットで公表するとともに、「JAバンク相談所」とも連携し、以下の受付窓口を設けて利用者の皆様の声を誠実に受け止め、その円滑な解決を図ることに努めています。

① 苦情処理措置の内容

- ・ 当会とのお取引に関して、お気づきの点、ご不満な点を次の窓口でお伺いすることとしています。

JA愛知信連 健全化推進部 受付窓口	
電話番号	052-951-4108
受付時間	午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

- ・ 当会にお申し出いただいても、ご納得いただけない場合は、次の「JAバンク相談所」までお申し出いただくこととしています。

「JAバンク相談所」は、一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所が設置・運営

しており、公平・中立な立場で皆様のお申し出を伺い、当会に対して迅速な解決を求める体制としています。

JAバンク相談所	
電話番号	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

- ・ 解決が見つからない場合は、愛知県弁護士会の運営する次の紛争解決センターをご利用いただくこととしています。

上記①の当会窓口または「JAバンク相談所」にお申し出いただくか、紛争解決センターに直接お申し立ていただくことも可能としています。

愛知県弁護士会紛争解決センター	
電話番号	052-203-1777
受付時間	午前10時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

- ・ 愛知県弁護士会以外の他の機関に紛争解決をお申し出いただくことも可能としています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当会では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止および反社会的勢力等の排除に向けて取り組むため、これらに関する基本姿勢を示す「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定するとともに、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本事項を定める「マネー・ローンダリング等への対応規程」、「反社会的勢力等への対応規程」、具体的な対応方法を定

める「反社会的勢力等への対応手続規程」を制定し、もってマネー・ローンダリング等の防止、不当要求等による被害の防止および当会の信頼性・経営の健全性の維持に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング等防止対策の重要性はこれまでに高く高まっており、当会では、マネー・ローンダリング等防止対策を重要な経営課題の1つとして位置付け、上記の規程等に基づき、適切に対策を講じています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業の遂行に当たり、マネー・ローンダリング等の防止に取り組めます。

併せて、政府の犯罪対策閣僚会議が決定し、公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「政府指針」といいます。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客様に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

① 運営等

当会は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

② マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

③ 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

④ 組織的な対応

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

⑤ 外部専門機関との連携

当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力に対応します。

リスク管理態勢

金融・経済のグローバル化、情報技術の革新、新たな金融手法の登場などにより、金融機関が抱えるリスクは、一層、多様化・複雑化してきています。こうした状況の中、金融機関が経営の健全性と信頼性を確保するためには、これまで以上にリスク管理態勢の強化を図っていくことが重要となっています。

当会においては、リスク管理を経営上の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理の基本となるリス

ク管理方針およびリスク管理にかかわる各種規程を制定し、これらに基づき、経済資本管理体制を構築するとともに、個別のリスク管理に取り組むなど、リスク管理態勢の強化に努めています。

リスク管理態勢の強化においては、当会の経営戦略、保有するリスクの状況などを踏まえ、今後とも、管理体制の見直しや管理内容の高度化を図るなど、継続的な取組みを実践してまいります。

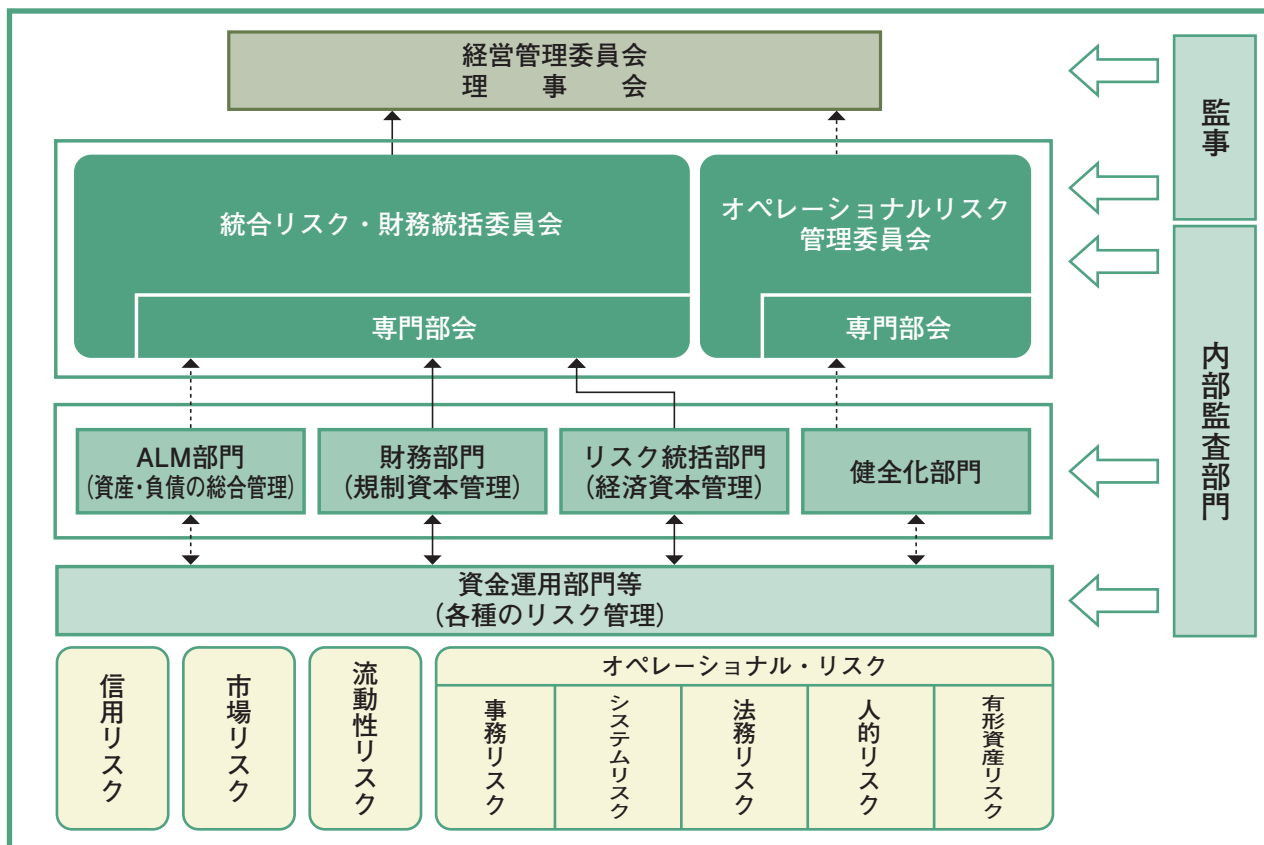
管理対象とするリスクの種類

管理対象とするリスクの種類およびその内容は、次のとおりです。

種 類	内 容	
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、当会の資産（オフバランスを含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク	
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク	
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク） 	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	法務リスク	利用者に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む。）などにより、損失を被るリスク
	人的リスク	労働安全衛生上の問題（健康被害・過労死）・人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、損失を被るリスク
	有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、損失を被るリスク

リスク管理体制

当会のリスク管理体制は、次のとおりです。



当会においては、収益や各種リスクの状況等を経営全体として総合的に把握し、財務等にかかわる意思決定等を迅速に業務執行に結びつけるための機関として、理事長・常務理事を主たる構成者とする「統合リスク・財務統括委員会」を設置するととも

に、オペレーショナル・リスクおよび危機管理等にかかわる事項について実務的な検討を深めるための機関として、「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置しています。

区分	委員会の主な任務
統合リスク・財務統括委員会	リスクアペタイト・フレームワークの運営にかかわる事項、リスク管理および方針等にかかわる事項（オペレーショナル・リスクにかかわる事項を除く）、財務戦略および方針等にかかわる事項などについて検討する。
オペレーショナルリスク管理委員会	オペレーショナル・リスクの管理にかかわる事項、危機管理にかかわる事項などについて検討する。

経済資本管理体制

経済資本管理は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを管理対象として、これらのリスクを定量的に計量し、当会の自己資本を基にリスク種類や運用部署に対して配賦する経済資本配賦額の範囲内にリスク量を収めることにより、リスクが経営体力を超えないよう管理を行っています。

経済資本配賦額の設定に当たっては、リスク統括部は、当会の財務計画のリスクシミュレーションお

よびストレス・テストを実施し、当該計画が当会の経営体力に見合うリスクテイクとなっていることを検証したうえで、当該計画を踏まえて経済資本配賦額を検討し、統合リスク・財務統括委員会で協議のうち、理事会の承認を得て設定しています。

また、リスク統括部は、設定した経済資本配賦額に対するリスク量の使用状況をモニタリングしています。

各種リスクの管理体制および監査体制

各種リスクの管理体制および監査体制の概要は、次のとおりです。

① 信用リスク管理体制

食農法人営業部および資金証券部が与信にかかわる第一次審査を実施したうえで、食農法人営業部および資金証券部から独立して設置したリスク統括部（審査担当）が与信にかかわる第二次審査を実施する二審制を確立し、これにより、審査にかかわる相互けん制機能を確保しています。また

与信判断をより客観的に行うため、信用格付を設定するなど厳格な審査を行うとともに、貸出資産等の健全化にも努めています。

さらに、融資等の与信限度額を設定し、これに基づきリスク統括部（審査担当）が運用状況を定期的にモニタリングしています。

② 市場リスク管理体制

市場取引における相互けん制機能を確保するため、リスク統括部をミドル・オフィスとし、また資金証券部については、市場部門（フロント・オフィス）および事務管理部門（バック・オフィス）を分離しています。

また、経済資本管理において配賦する経済資本

額の範囲内で、健全なポートフォリオを構築するため、ポートフォリオ状況のモニタリングを行うとともに、急激な市場変動をはじめとしたリスク顕在化の予兆を早期に察知し、必要な対応を速やかに検討するため、予兆管理およびアクションプラン管理を行っています。

③ 流動性リスク管理体制

当会の資金繰りに重大な影響を及ぼす事態が発生した場合または発生するおそれがある場合において、事態の速やかな把握および適切な資金繰り管理を行うため、リスク統括部が資金繰り逼迫度

区分に基づく管理等を行っています。また、当会の保有資産の取引きに支障を来すことがないように、資金証券部が市場流動性低下を早期に察知するためのモニタリングを行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理体制

業務遂行に伴い発生するリスクの顕在化を未然に防止するため、自己検査の実施等のリスク特性に応じた予防的措置を講じることにより、オペレーショナル・リスクの顕在化の未然防止に取り

組んでいます。これらオペレーショナル・リスクにかかわる事項については、オペレーショナルリスク管理委員会で検討し、事故等の防止に万全を期しています。

⑤ 監査体制

当会では、農協法で設置を義務付けられた監事および会計監査人のほかに、業務執行部門から独立した部署として監査部を設置しており、それぞれが役割に応じた監査を実施し、連携を図ることにより、経営の健全性の確保および業務運営の効率性の維持・向上に努めています。

監事による監査は、経営管理委員および理事の職務の執行を対象として定期・随時実施しています。

また、内部監査については、理事会で承認された内部監査計画に基づき、各部門の業務の遂行状況を適切性と有効性の観点から評価・検証し、必要に応じて改善・合理化への提言を実施しています。

なお、それぞれの監査の実施結果については、理事会および経営管理委員会に報告するとともに、改善が必要な事項等については、内部監査において定期的にフォローアップを行っています。

災害等発生時の業務継続に向けた取組み

災害等発生時の業務継続に向けた取組みは、次のとおりです。

① 南海トラフ地震等の発生に備えた災害対策

愛知県においては、その全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震度6弱以上の地震や津波による被害が想定されることから、その地域内にある金融機関については、防災体制の充実・強化が求められています。

当会は、公共的な使命を担う金融機関として、こうした大規模な地震などの自然災害の発

生およびこれに伴う二次災害等の発生に備え、万全な対応が図れるよう災害発生時における組織・情報連絡体制、役職員等の行動基準等を整備するとともに全役職員等への周知徹底や実効性確保に向けた災害対策訓練の実施、非常時通信施設の整備、必要物資の確保などの事前準備に取り組んでいます。

災害時における当会の基本方針

- ① 来店客・役職員および外部委託社員等の生命の安全を確保します
- ② 事前対応に万全を期し、災害による被害を最小限にとどめます
- ③ 被災後、迅速・的確な初期対応を取るとともに、二次災害の防止に努めます
- ④ 一刻も早い復旧を目指します

② システム障害連絡訓練

当会は、万一のシステム障害の発生に備え、農林中央金庫、当会、JA合同のシステム障害連絡訓練を実施しており、令和4年度は1月に実施しました。

この訓練は、重大な障害発生時の体制に万全を期するため、農林中央金庫と連携し、①当会

内における情報連絡体制・対応事項の確認、②農林中央金庫、当会、JA間における情報連絡体制・対応事項の確認を目的としています。

令和4年度の業績

令和4年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の両立・正常化が進展したものの、物価高や欧米各国の金融引き締め等により景気の減速懸念が生じる等、ますます不透明感の高まる経済環境となりました。

こうした情勢下におきましては、当会では、取引メイン化の徹底や調達コストの適正化等を踏まえた県下JAからの受入れに取り組みました。また、貸

出金については、資本効率の適正化を踏まえた貸出資産の積上げに取り組み、また、余裕金につきましては、市場環境の変化により顕在化した市場リスクを踏まえ、大規模なポートフォリオ調整を行いました。このような取組みとともに徹底した業務効率化・生産性向上に取り組んだ結果、当期剰余金は65億円となりました。

■ 貯 金

県下JAをはじめとする会員を中心に期中1,002億円減少し、期末残高は7兆8,937億円となりました。

■ 内国為替

送金、振込および代金取立は、仕向の取扱件数が316,820件、取扱金額が9,605億円、被仕向の取扱件数が96,292件、取扱金額が1兆611億円となりました。

■ 損 益

経済・金融情勢の変化に合わせて柔軟な資金運用を行ったことに加え、諸経費の節減・合理化にも努めた結果、当期剰余金として65億円を計上することができました。

■ 融 資

会員以外への貸出を中心に期中244億円減少し、期末残高は4,525億円となりました。

また、受託貸付金については、日本政策金融公庫等の取扱いが減少したこと等により、期中26億円減少し、期末残高は293億円となりました。

■ 余裕金運用

預け金は期中1兆1,562億円増加し、期末残高は5兆6,047億円となりました。

また、有価証券については、国債、受益証券等が減少したことに伴い、期中1兆3,399億円減少し、期末残高は1兆7,467億円となりました。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	79,304	72,814	77,067	68,960	98,540
経 常 利 益	17,055	10,553	11,283	12,112	3,650
当 期 剰 余 金	13,113	9,255	7,800	11,452	6,578
出 資 金	209,402	220,402	231,402	242,402	253,402
(出 資 口 数)	(20,940,238)	(22,040,238)	(23,140,238)	(24,240,237)	(25,340,237)
純 資 産 残 高	486,186	471,962	497,029	458,086	363,409
総 資 産 残 高	8,601,528	8,717,452	8,807,038	8,615,894	8,372,701
貯 金 残 高	7,814,638	7,965,214	8,063,417	7,993,964	7,893,735
貸 出 金 残 高	544,777	538,223	509,688	476,994	452,583
預 け 金 残 高	4,355,498	4,495,391	4,677,996	4,448,518	5,604,747
有 価 証 券 残 高	3,178,826	3,139,312	3,051,759	3,086,775	1,746,793
剰 余 金 配 当 金 額	6,661	6,306	5,973	8,189	5,969
・ 出 資 配 当 の 額	3,348	3,458	3,585	3,661	3,732
・ 事 業 分 量 配 当 の 額	3,313	2,847	2,387	4,528	2,236
自 己 資 本 比 率	17.78	17.44	17.30	17.76	16.44

注1 貯金残高には、譲渡性貯金を含んでいます。

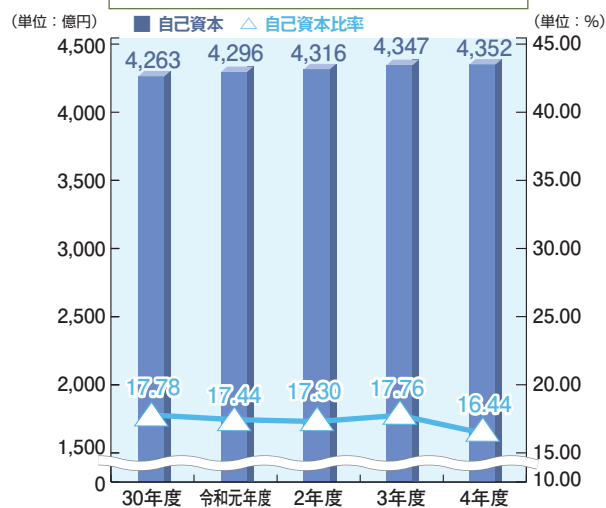
2 自己資本比率は、農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

3 出資金には、後配出資金を含んでいます。

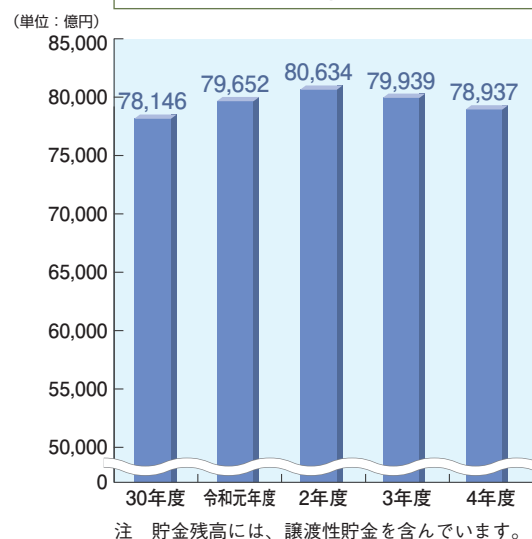
利益の推移



自己資本・自己資本比率の推移



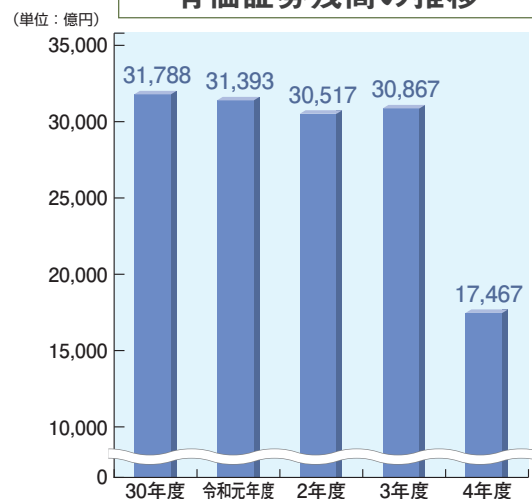
貯金残高の推移



貸出金残高の推移



有価証券残高の推移



農業専門金融機関としての金融仲介機能発揮に向けて

J Aグループでは、令和3年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、「自己改革実践サイクル」の構築と着実な実践が求められており、J Aバンクでは、農業者向け事業融資の強化への取組み等、これまで以上に農業専門金融機関としての金融仲介機能発揮の重要性が高まっています。

このような状況の中で、当会では、農業者等の経営課題への対応等を踏まえた円滑な資金供給や、「食」と「農」にかかわる融資取引先等へのビジネスマッチング支援等、農業分野における金融仲介機能の一層の発揮に取り組んでいます。

農業経営にかかわる金融負担軽減に資する支援の取組み

農業経営の維持・発展を金融面から支援するため、J Aが融資する農業関係資金のうち、一定の条件を満たす資金を対象に、農業者の金利負担・保証料負担を軽減する事業である利子補給事業および保証料助成事業を実施しています。

また、新型コロナウイルス関連肺炎により被害を受けた農業者およびウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により被害を受けた農業者に対する支援として、県下J Aがご融資する資金への利子補給を実施しています。

【農業経営にかかわる金融負担軽減に資する支援について】

支 援 事 項		令和4年度件数
農業経営にかかわる金融負担軽減に資する支援	① 農業資金の借入れにかかわる利子補給	2,578件
	② 農業資金の借入れにかかわる保証料助成	633件

農業の担い手への円滑な資金供給に向けた取組み

県内の農業を営む皆様の農業経営をご支援させていただくため、次のとおり農業の担い手の資金ニーズに適時・的確に対応する円滑な資金供給に取り組んでいます。

① 農業経営課題へのJ Aグループの総合力の発揮

厳しさを増す農業経営の環境下、農業の担い手が抱える多種多様な経営課題に、J Aグループが総合力を結集し、ワンストップで専門的・総合的な対応を行っていくため、他連合会等

と共同設置した「J Aグループ愛知担い手総合相談支援室」において、「訪問活動の充実・強化」、「担い手農家の経営改善提案」などに取り組んでいます。

② 事業性評価融資への取組み

農業経営のコンサルティングを担うチームのもとで、経営状況や事業成長性の分析等を行う事業性評価に取り組むなど、農業の担い手の経

営に一層寄り添い、適時・的確な金融仲介機能の発揮に努めています。

③ 農業経営の相談力強化に向けた取組み

農業経営の相談対応力の強化に向け、農業経営アドバイザー資格（日本政策金融公庫主催）の取得奨励による農業融資担当者の人材育成に取り組んでおり、令和5年3月末での有資格者数

は、73名となりました。また、県下JAの営農担当者等に対しても、県中央会と共同で、農業融資の推進や新規就農者支援の取組み等にかかる研修会を行いました。

農業法人に対する多様な資金調達手段の提案

農業法人の皆様への資金調達手段の一つとして、財務の安定化と対外信用力の向上等をご支援するため、アグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」や「担い手経営体応援ファンド」等による資本供与を提案しています。



「アグリシードファンド」チラシ

融資取引先等へのビジネスマッチング支援の取組み

農業の担い手等の販路拡大をご支援するため、「食」と「農」にかかわる融資取引先等の農産品調達ニーズを的確に捉え、そのニーズに合った取引等の紹介に取り組んでいます。

このビジネスマッチングにおいては、農林中央金庫を始めとするJAグループとの連携を図りながら、ビジネスパートナーを幅広く紹介しています。



ビジネスマッチングの様子

当会のネットワークを活用したスタートアップ企業の支援

スタートアップ企業（株式会社TOWING）の新規ビジネスの成長のために、県下JAや農業者等の協力を通じた実証実験、農林中央金庫や当会融資取引先等とビジネスマッチングを通じた販路拡大等の支援を実施しました。



株式会社TOWINGが開発した高機能ソイルを使用し栽培している苗の様子

地域農業の振興に向けて

当会は、JAグループ愛知の一員として、農業の担い手の所得向上や農業生産の拡大等に貢献するため、金融仲介機能以外の面においても、地域農業の振興に向けた各種の取組みを行っています。

農産物直売所等の利用活性化に向けた取組み

農業者の皆様の所得向上や地産地消の拡大を図るため、より多くのお客様に、県内の農畜産物を販売するJA運営の農産物直売所等をご利用いただけるよう、JAバンクでは、平成29年4月からJAが運営する農産物直売所やグリーンセンター（一部対象外の店舗があります。）でのJAカード利用代金の割引施策を実施しています。

愛知県内では、82か所（令和5年4月1日現在）の農産物直売所およびグリーンセンターが割引対象店舗となり、令和6年3月末まで、店頭でお買い物をされたお客様のJAカードご利用時のお買い物代金について、請求時に5%割引します。



JA直売所割引施策ポスター

愛知県産の農畜産物消費拡大に向けた取組み

県下JAでは、愛知県産の農畜産物をより多くのお客様に知っていただき、消費拡大に貢献するため、令和4年6月から10月の期間を対象に「年金振込で愛知県産農畜産物プレゼントキャンペーン！」を実施いたしました。

新規で年金をお受け取りいただいたお客様を対象に、抽選で2,000名に、県内産ブランド牛肉または県内産米を進呈しました。



「年金振込で愛知県産農畜産物プレゼントキャンペーン！」ポスター

農業への理解深耕に向けた取組み

J Aバンクあいちでは、「農業メインバンク」として、より多くのお客様に農業の尊さを伝えるため、次の取組みを実施しています。

① J Aバンクあいちの取組みにかかる広報・P R活動の強化

この地域の農業者や農業に携わる人々が、農業に真摯に向き合う姿を、地域の皆様に広くご理解いただくため、P R活動を実施しています。

「未来が実る、農業へ。」は、J Aバンクあいちが地域農業の未来に向け、農業所得向上と地域農業活性化に取り組む姿勢を表現しています。



ポスター掲載イメージ



② 小学校等への教材本の贈呈

農業に対する理解を深めていただくため、県内の全小学校等を対象として、食農および環境保全をテーマとした教材本の贈呈に取り組んでいます。

令和4年度では、1,016校の小学校等に対して教材本を贈呈し、教育現場での食農教育を応援しています。



太田前理事長(左)より飯田県教育委員会教育長(右)へ教材本を贈呈

地域からの資金調達・地域への資金供給等の状況

地域からの資金調達の状況

県下 J A や関係諸団体をはじめ、地域の皆様から各種貯金をお預かりしており、当会の令和5年3月末の貯金残高は7兆8,937億円となりました。

地域への資金供給の状況

県下 J A や関係諸団体へのご融資をはじめ、地域の暮らしや農業者・事業主の皆様に対する円滑な資金供給に努め、令和5年3月末の貸出金残高は、4,525億円となりました。

○ 県内農業を営む皆様に金融面から支援させていただくため、県下 J A での対応が難しい農業法人

等の農業の担い手向けの各種金融商品を取り扱っています。

○ 台風等の自然災害や家畜伝染病により農業経営に甚大な被害を受けた農業者に対する金融面での復旧支援として「J A バンクあいち農業被害支援助利子補給事業」を実施しています。

地方公共団体への資金協力等

愛知県債の引受金融機関として資金協力を行うとともに、愛知県、名古屋市の収納代理金融機関として税金等の公金収納事務を行っています。

若年層利用者向けキャンペーンの実施

J Aバンクあいちでは、若年層利用者を対象に「J Aバンクあいち口座開設キャンペーン」（令和5年1月～3月）および「J AバンクあいちU25応援キャンペーン」（令和5年3月～5月）を実施しました。

「J Aバンクあいち口座開設キャンペーン」では、J Aで新たに普通貯金口座を開設し、開設月の月末残高が15,000円以上ある0歳から3歳までのお子様を対象に、もれなく1,000円分のデジタルギフトを

プレゼントします。

「J AバンクあいちU25応援キャンペーン」では、15歳から25歳の方を対象として、J Aで新たに普通貯金口座または総合口座を開設した方にもれなく1,000円分のデジタルギフトをプレゼントします。また、給与振込等の取引を初めて契約した場合に抽選で10,000円分のデジタルギフトをプレゼントします。



「J Aバンクあいち口座開設キャンペーン」ポスター



「J AバンクあいちU25応援キャンペーン」ポスター

名古屋市東山動植物園「秋まつり」への協賛

若年層との接点強化および地域社会との一体感の醸成を目的に、名古屋市東山動植物園「秋まつり」に協賛しました。

園内における企業イベントとして、令和4年11月3日（木・祝）に小学生以下の子供を対象に、ワークショップ「SDGsに貢献!? サボテン寄せ植えをやってみよう!」を実施しました。

このイベントは、当会のSDGsの取組みの一環と

して、中部大学堀部研究室および（有）後藤サボテンの協力のもと、参加した子供たちにサボテン寄せ植え体験を通して地球環境について学んでもらうとともに、愛知県の農業についてアピールすることを目的として行いました。

当日は、多くの方にご参加いただき、「とても楽しかった」「サボテンのことを知ることができ勉強になった」等のお声をたくさんいただきました。



寄せ植えを楽しむ参加者の様子



完成した寄せ植え

社会貢献活動

当会は「JAバンクあいち」の一員として、資金供給などの金融機能の提供により、農業の振興や地域社会の発展に貢献するとともに、社会福祉などに対する貢献活動を通じて豊かでゆとりある地域社会の実現に向けた取組みを行っています。

児童養護施設へ愛知県産の果物および新米の寄贈

日本の将来を担う児童の健やかな成長を支援することで児童に食の大切さを伝えるとともに、県内農業の発展に寄与することを目的として、中部善意銀行を通じて県下の全児童養護施設に対し、令和4年7月14日（木）に渥美半島産のメロン513玉、令和4年11月21日（月）に愛知県産の新米10トン（全児童の約1か月分の消費量相当）、令和5年2月7日（火）に愛知県産のみかん1,555kgを寄贈しました。

新米の寄贈は、平成23年度から取り組んでおり、これまでに106トンを寄贈しています。また、果物の寄贈は、平成28年度から実施しており、ブ

ドウ、いちご、メロン、ポンカン、スイカ、柿および梨を寄贈しています。



石黒前経営管理委員会会長（左から3人目）より中部善意銀行岡田理事長（右から4人目）へ目録および新米を贈呈



石黒前経営管理委員会会長（左から3人目）より中部善意銀行岡田理事長（右から2人目）へメロンを贈呈



太田前理事長（左から2人目）より中部善意銀行岡田理事長（右から2人目）へみかんを贈呈

老人福祉施設などへ車椅子等の寄贈

協同組合組織の地域金融機関として、高齢者が誰にも気がねなく、安心して暮らせる豊かな地域を築き上げていくことに役立てていただくため、県下の老人福祉施設へ車椅子等の福祉機器を寄贈しました。

- ① 愛知県社会福祉協議会が選定した老人福祉施設4施設に、ティルト式リクライニング車椅子16台を寄贈しました。



石黒前経営管理委員会会長(右)より県社会福祉協議会吉田専務理事(左)へ目録を贈呈

この活動は、平成14年度から取り組んでおり、これまでに344台を寄贈しています。

- ② 高齢者福祉事業に携わるJAに、希望する福祉機器等を寄贈しました。

この活動は、平成14年度から取り組んでおり、これまでに21回寄贈しています。



寄贈したティルト式リクライニング車椅子

農業高等学校への農機具の寄贈

愛知県下の農業者の高齢化・減少に伴い農業の担い手が不足する中、担い手の育成を支援するとともに、県内農業の発展に寄与することを目的として、令和4年12月14日(水)に、佐屋高等学校へ三輪運搬車およびコンパクトキャリー動噴を、田口高等学校へ刈払機およびチップソーを寄贈しました。

この活動は、愛知県下の農業系高等学校9校を対象に、平成30年度から実施しています。



石黒前経営管理委員会会長(左から2人目)より佐屋高等学校川合校長(右から2人目)および田口高等学校鈴木前校長(右から1人目)へ目録を贈呈

団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、令和4年8月29日（月）にJAあいちビルにおいて、愛知県赤十字血液センターの協力のもと、団体献血を実施し、70名の役職員が参加しました。

この活動は、平成18年度から取り組んでおり、これまでに19回、延べ1,717名の役職員が参加しています。



団体献血当日の様子

使用済切手の寄贈

使用済切手を、県下の社会福祉の向上に役立てていただくため、「使用済切手保管箱」を全部署へ設置し、収集した使用済切手を中部善意銀行へ寄贈しています。

この活動は、平成18年度から取り組んでおり、これまでに約21キログラムを寄贈しています。



「使用済切手保管箱」と収集した使用済切手

フードバンクへの食品の寄贈

地域社会の一員として、食品ロスを削減する環境的側面と生活困窮者を支援する福祉的側面を持つフードバンクの活動に貢献するため、令和4年10月19日（水）および令和5年3月3日（金）に、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋へ、役職員から提供された食品や入れ替えに伴う災害備蓄用食品約

2,220個、市場から返品された米400キロおよび型崩れにより市場へ出荷できなくなった即席麺（袋麺）400食を寄贈しました。

この活動は、社会貢献活動の一環として令和2年度から実施しています。

SDGs脱炭素花壇の設置

GHG（温室効果ガス）削減への貢献および環境美化の一環として、JAあいちビル（名古屋市中区）前の国土交通省所管の花壇を活用し、名古屋大学発スタートアップの株式会社TOWINGの脱炭素効果のある高機能苗「宙苗（そらなえ）」を活用した「SDGs脱炭素花壇」を設置しました。

この花壇で活用した「宙苗」は、1苗あたり約150gのCO₂の削減（吸収）が期待できるもの（株式会社TOWING試算）であり、夏・冬2回、1年で合計約1,500株の苗を育成しました。



JAあいちビル前花壇に「宙苗」が植えられた様子

業務のご案内

貯金業務

当座貯金や総合口座、各種定期貯金などご利用の目的や期間、金額等に応じてお選びいただける各種貯金等をお預かりしています。

また、全国のJAでの貯金の引出し・預入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金の引出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMでは引出し・預入れ）ができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

融資業務

県下JAや関係団体をはじめ、農業者や事業者の皆様のご事業や地域住民の皆様のご暮らしに必要な資金をご融資しています。

また、日本政策金融公庫などの代理店として、農業や生活等に必要資金をご融資しています。

為替業務

全国のJA、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などとオンラインシステムで提携し、迅速かつ確実に為替のお取扱いをしています。

国債・投資信託の窓口販売業務

皆様の多様な資金運用ニーズにお応えするため、当会の窓口では国債や投資信託のお取扱いをしています。

余裕金運用業務

ALMや統合的なリスク管理により安全性、収益性、流動性を考慮しながら安定的な収益確保のためシステムへの預け金のほか公社債などの有価証券運用をしています。

JAの指導・支援業務

県下JAの信用事業の県域機能を担う組織として、JA信用事業に対する取引推進・経営管理業務等の指導・支援、さらに質の高い金融商品・サービスを提供するための人材育成にかかわる研修や事務指導を行っています。

また、金融商品・サービスの企画をはじめテレビやラジオ等のマスメディアを媒体とするPRも積極的に実施しています。

集中処理・システム運行管理業務

県下JAの営業店後方事務の集中処理を担い、県下JAの事務の合理化・効率化に取り組んでいます。

また、県下JAの貯金、融資、為替などのオンラインシステムの運行・管理や窓口装置、県下ネットワークの維持・管理を行っています。

主な取扱商品・サービス

主な貯金

種 類	内 容	期 間	お預入れ金額		
総 合 口 座	給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金（自動継続扱い）とが1冊の通帳で利用でき、いざというときに便利な自動融資がセットされた口座です。 自動融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で自動的に最高200万円までご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上		
貯 蓄 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入れ残高に応じて金利が段階的に高くなります。				
当 座 貯 金	手形・小切手のお支払いのための貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。				
納 税 準 備 貯 金	納税期に合わせて納税資金を準備するための貯金です。	預入れ自由、払出しは納税のみ			
通 知 貯 金	まとまったお金の短期運用に最適な貯金です。お引出しの場合には、2日以上前にお知らせください。	7日以上	5万円以上		
定 期 貯 金	スーパ－定期	お預入れ期間を1か月から10年までラインアップしたベーシックな定期貯金です。お預入れ期間が3年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	1か月～10年、期日指定方式もあります。	1円以上	
	満期フリー定期	据置期間（6か月）を経過すればいつでも解約でき、お利息もお預入れ期間に応じて計算しますので大変お得です。	最長預入期限は5年	1円以上 1,000万円未満	
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月～10年、期日指定方式もあります。	1,000万円以上	
	期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。1年間の据置期間後はいつでもお引出しができます。	3年以内	1円以上 300万円未満	
	変動金利定期貯金	市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる貯金で、複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	1・2・3年	1円以上	
	積立式定期貯金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由	
		満 期 型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	6か月以上10年以内	1円以上 1円単位
年 金 型		積み立てた資金を定期的（年2回、年4回、年6回および年12回）にお受取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間1年以上		
スーパ－積 金	定 額 式	ライフプランに合わせて毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。	1・2・3・4・5年	1,000円以上 1円単位	
	目 標 式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。			
	満期分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、掛込期間に応じて段階的に受け取ることができる積金です。	2・3・4・5年		
譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	・ 定型方式は、1か月、3か月、6か月および1年～5年の8種類 ・ 期日指定方式は、2週間以上5年未満	1,000万円以上 1円単位		

農業者向けご融資

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
アグリマイティー 資金	農業経営に必要な設備資金・ 運転資金	ご相談に 応じて決定 しています。	① 設備資金は20年以内 ② 長期運転資金は10年以内 ③ 短期運転資金は1年以内	原則として 元金均等返 済	必要に応じて、愛知県 農業信用基金協会の保 証
担い手支援資金 (あいちアグリ ビジネスローン)			① 設備資金は、耐用年数お よび返済能力に基づき必要 と認められる期間 ② 長期運転資金は10年以内 ③ 短期運転資金は1年以内		必要に応じて、愛知県 農業信用基金協会の保 証または連帯保証人

注 上記以外にも、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金等の制度資金等も取り扱っております。

一般企業等事業者向けご融資

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
一 般 事 業 資 金	通常の運転資金・設備資金のほ か、季節的・一時的に必要な資金	ご相談に応じて決定しています。			

各種サービス

種 類	内 容	
為 替	全国のJAはもちろんのこと、全国銀行データ通信システムを利用して、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。	
自動受取サービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安心です。	
自動支払サービス	公共料金、税金、JAカード利用代金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けて便利です。	
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。	
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードで、愛知県下はもちろん全国のJAのATMで現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協などのATMでもお引出し、残高照会がご利用いただけます。 さらに、ゆうちょ銀行のATMやコンビニATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行）でもお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。	
デビットカードサービス	お手持ちのJAキャッシュカードで、Jデビット加盟店における買い物時のお支払いができます。現金を引き出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用となるため、使いすぎる心配もありません。	
J A カ ー ド	JAカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。また、ETC（有料道路自動料金収受システム）カードのお取次ぎ、24時間・年中無休で全国どこへでも駆け付けるロードサービス付JAカードのお取次ぎもいたします。	
JAバンクアプリ	キャッシュカードを保有する個人のお客様が、スマートフォンにアプリをダウンロードすることにより、口座残高や取引明細を照会することができます。	
通 帳 レ ス 口 座	通帳等の発行に代えて、JAバンクアプリで貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービスです。JAバンクアプリから通帳レス口座への切替が可能です。	
P a y B サービス	スマートフォンで払込票のバーコードを読み込み、税金・公共料金等の支払いが可能となるサービスです。	
Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス	ご利用対象の収納機関窓口で、JAバンクのキャッシュカードをご提示いただき、口座振替受付端末に暗証番号を入力していただくだけで、お届け印なしで口座振替がご利用になれるサービスです。	
Web口座振替受付サービス	JA窓口へのご来店や口座振替依頼書のご記入は必要なく、JAバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きが可能となるサービスです。	
即時口座振替サービス	JAバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、JAバンクの口座から即時でチャージ（入金）や口座振替を行うことができるサービスです。	
J A ネットバンク	インターネットを利用できるパソコン、スマートフォンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、定期貯金の預入、さらには住宅ローンの一部繰上返済などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。	
法人JAネットバンク	オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、さらには伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。	
給与振込サービス	毎月お支払いの給与・賞与を従業員の皆様をご指定されるJAをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。	
口座振込サービス	継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。	
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。	
小規模企業共済	小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。	
マイ家計簿サービス	毎月1回、ご指定の日に1か月間のお預かり金額、お支払金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客様で「総合口座通帳」、「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。	
JAバンクでんさいサービス	オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権の取引ができます。電子記録債権は、手形等に代わる新たな金銭債権として、物品販売代金等の支払いや受取りに利用でき、大変便利です。	
JAの投信つみたてサービス	毎月1回、ご指定の日に、ご指定の金額で投資信託を定期的に買い付けます。複数の取扱商品から資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。	
の 窓 口 ・ 販 売 投 資 信 託	国 債	個人向け国債、長期利付国債、中期利付国債のご購入ができます。 国債は国が発行する債券です。利息と元金は、ご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますので大変便利です。
	投 資 信 託	投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。

手数料一覧

ATM利用手数料

(令和5年7月1日現在)

ご利用ATM	サービス	お取扱時間(注3)		手数料(注1)	ご利用ATM	サービス	お取扱時間(注3)		手数料(注1)		
県下JA	お引出し ご入金 残高照会	平日	6:00~23:00	無料	ゆうちょ銀行	お引出し ご入金	平日	8:00~ 8:45	220円		
		土曜						8:45~18:00	110円		
		日曜・祝日	7:00~23:00					18:00~21:00	220円		
		12月31日					8:00~ 9:00	220円			
県外JA	お引出し ご入金 残高照会	平日	8:00~21:00	無料			土曜	9:00~14:00	110円	14:00~21:00	220円
		土曜						8:00~21:00	8:00~21:00		220円
		日曜・祝日							8:00~21:00		8:00~21:00
		12月31日					8:00~21:00	取扱日の曜日に合わせた手数料となります。			
三菱UFJ銀行	お引出し	平日	8:00~ 8:45	110円			残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ	無料		
			8:45~18:00	無料							
			18:00~21:00	110円							
		土曜	8:00~21:00	110円							
		日曜・祝日		110円							
		12月31日									
残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ		無料								
セブン銀行 イーネット ローソン銀行	お引出し ご入金	平日	8:00~ 8:45	220円	その他銀行 (注2)	お引出し	平日	8:00~ 8:45	220円	ご利用の金融機関等により手数料が異なる場合があります。	
			8:45~18:00	110円							
			18:00~21:00	220円							
		土曜	8:00~ 9:00	220円			土曜	8:00~ 9:00	220円		
			9:00~14:00	110円							
			14:00~21:00	220円							
		日曜・祝日	8:00~21:00	220円			日曜・祝日	8:00~21:00	220円		
											12月31日
		残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ				無料				
		12月31日	8:00~21:00	220円			12月31日	8:00~21:00	220円		ご利用の金融機関等により手数料が異なります。
残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ				無料						

- 注1 上記金額には、消費税相当額を含んでおり、当会のキャッシュカードをご利用いただいた場合の手数料となります。
 2 三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行を除く銀行、信用金庫、信用組合、漁協ほか。なお、漁協のATMをご利用の場合は、手数料が終日無料となります。
 3 金額・時間帯によっては、一部ご利用いただけない場合があります。
 4 1月2日・3日は、「日曜・祝日」に含みます。

内国為替の取扱手数料

(令和5年7月1日現在)

手 数 料 の 種 類		手 数 料 (注1)				
送金手数料	県内JAあて	1件につき	440円			
	他金融機関あて	1件につき	660円			
振込手数料	窓口利用	振込	同一店内	5万円未満1件につき	110円	
				5万円以上1件につき	330円	
			県内JAあて	5万円未満1件につき	220円	
			5万円以上1件につき	440円		
			他金融機関あて	5万円未満1件につき	440円	
			5万円以上1件につき	660円		
		給与・賞与振込	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
			他金融機関あて	1件につき	110円	
	ATM利用	現金	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
			他金融機関あて	5万円未満1件につき	330円	
			5万円以上1件につき	550円		
		キャッシュカード (注2)	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
	他金融機関あて		1件につき	330円		
	振込手数料	JAネットバンク・ファームバンキング/ ホームバンキング利用		同一店内		無料
			県内JAあて		無料	
			他金融機関あて	1件につき	330円	
		法人JAネットバンク利用	都度振込・総合振込	同一店内		無料
				県内JAあて		無料
				他金融機関あて	1件につき	330円
		給与・賞与振込	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
	他金融機関あて		1件につき	110円		
振込手数料	JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)扱い	総合振込	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
			他金融機関あて	1件につき	330円	
		給与・賞与振込	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
			他金融機関あて	1件につき	110円	
振込手数料	媒体利用	総合振込	同一店内	1件につき	110円	
				県内JAあて	1件につき	110円
				他金融機関あて	1件につき	440円
		給与・賞与振込	同一店内		無料	
			県内JAあて		無料	
			他金融機関あて	1件につき	110円	

注1 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

2 「JAバンクのキャッシュカード以外のキャッシュカード」をご利用いただいた場合は、上記手数料に加えて、ATM利用手数料が別途かかることがあります。

その他の諸手数料

(令和5年7月1日現在)

手 数 料 の 種 類		手 数 料		
通帳、証書、カード等の再発行手数料	ICキャッシュカード以外	1件につき	550円	
	ICキャッシュカード	1件につき	1,100円	
残高証明書発行手数料	所定用紙	1通につき	550円	
	所定用紙以外	1通につき	1,100円	
	監査法人用	1通につき	2,200円	
当座貯金口座開設手数料		1件につき	11,000円	
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	1,100円	
小切手用紙交付手数料		1冊(50枚)につき	5,500円	
手形用紙交付手数料		1冊(25枚)につき	5,500円	
国債証券等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料		1口座(月額)につき	110円	
月 間 基 本 利 用 料	ファームバンキング	1顧客当たり	3,300円	
	ホームバンキング	1顧客当たり	1,100円	
	法人JAネット バンク	照会・振込サービス	1顧客当たり	1,100円
		上記および伝送サービス	1顧客当たり	2,200円
	JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)扱い	1顧客当たり	3,300円	
	JAバンクでんさいサービス	1顧客当たり	1,100円	
媒体持込手数料(給与・賞与振込・総合振込・口座振替)		1回の持込につき	22,000円	
通 知 サ ー ビ ス 利 用 料	ファームバンキング	通知1回につき	22円	
	ホームバンキング			
	JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)扱い	1顧客当たり月額	33,000円	

注1 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

2 法人JAネットバンクの伝送サービスをお申込みいただいている場合は、JAバンクでんさいサービスの月間基本利用料は無料です。

3 JAバンクでんさいサービスにおける発生記録請求等の件別利用料は、法人JAネットバンクホームページをご覧ください。

会員数

(単位：会員)

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末
正 会 員	26	26
准 会 員	32	32
合 計	58	58

役員

(令和5年7月1日現在)

経営管理委員会

■ 会 長

齋 藤 種 治

■ 経営管理委員

平 野 和 実

山 口 義 博

伊 藤 友 之

長 谷 川 浩 敏

大 藪 泉

吉 田 明

鈴 木 茂 正

鈴 木 照 彦

石 川 尚 人

海 野 文 貴

山 本 和 孝

渥 美 純 一

理事会

■ 代表理事理事長

磯 村 幹 夫

■ 理事

鈴 木 敬 三

■ 代表理事

柴 田 伸 一

野 々 山 勝 人

太 田 稔 人

監事会

■ 代表監事

大 竹 博 久

■ 監 事

市 川 耕 一

■ 常勤監事

加 藤 雅 志

■ 員外監事

伊 藤 辰 也

会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年7月1日現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

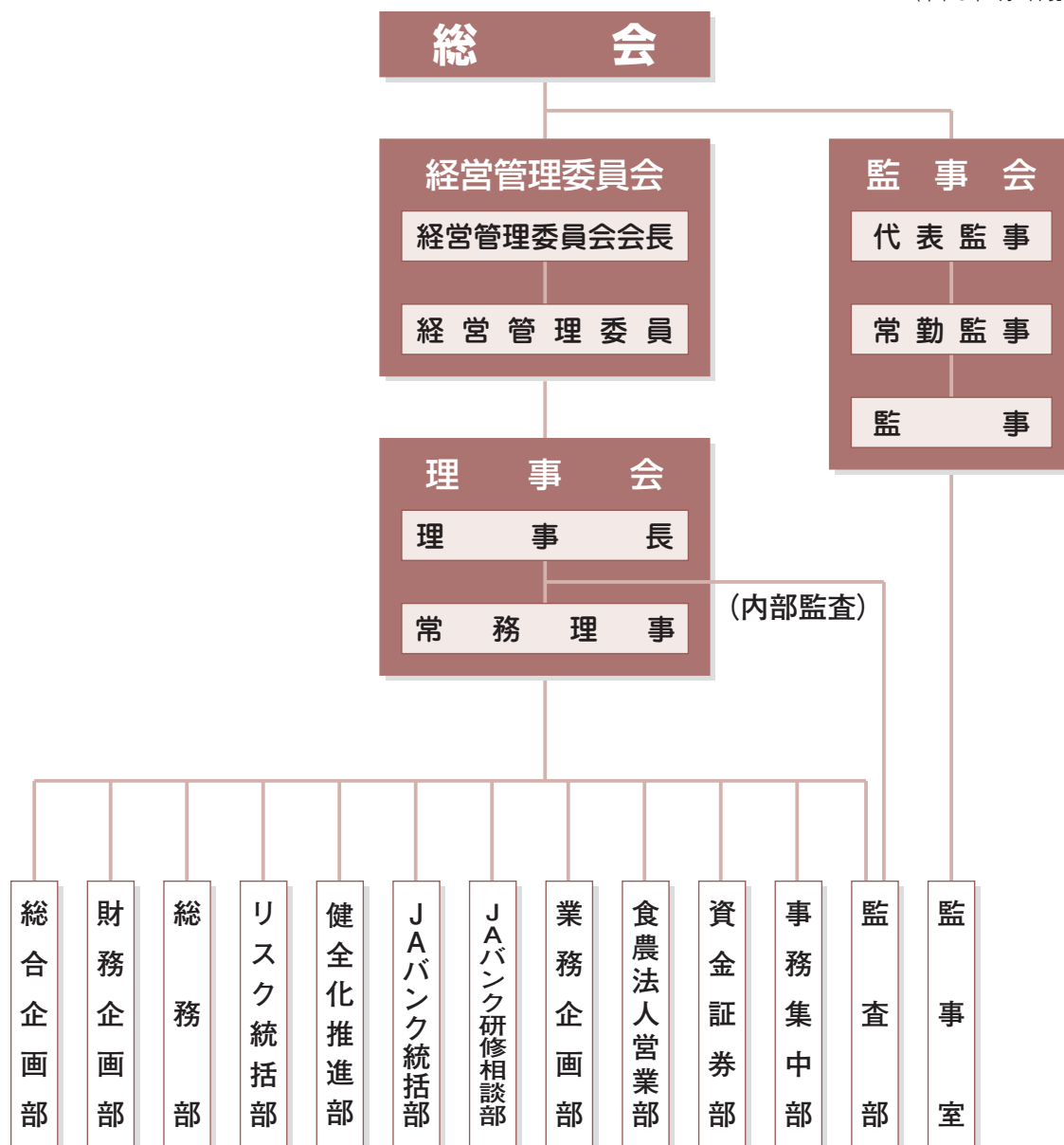
職員数

(単位：人)

区 分	令和元年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
職 員 数	331	324	318	313	349

機構図

(令和5年7月1日現在)



自動化機器の設置状況

(令和5年7月1日現在)

区 分	店舗内	店舗外
信 連 設 置	3台	1台
J A 設 置	472台	129台
合 計	475台	130台

注 信連設置の店舗外の設置場所は、次のとおりです。
JR名古屋駅

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

事務所・店舗の所在地

(令和5年7月1日現在)

本 店



〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

TEL.052 (951) 3623

FAX.052 (961) 8140



事務センター



〒465-8502 名古屋市名東区社口二丁目301番地

あゆみ

明治45年	6月	前身の尾三信用組合聯合会設立	平成11年	6月	投資信託窓口販売業務の取扱開始	
昭和23年	8月	愛知県信用農業協同組合連合会設立		8月	ジェイエイ愛信ビジネス株式会社設立	
	27年	8月		10月	全国農協貯金ネットサービスにおける取扱手数料を無料化	
	41年	9月		12年	3月	インターネットバンキング、モバイルバンキングの取扱開始
	43年	12月		5月	郵貯とのCD・ATMオンライン提携を開始	
	45年	4月		10月	日銀歳入復代理店業務の取扱開始	
	48年	2月		13年	11月	J A ネットバンクの取扱開始
	51年	4月		14年	1月	「J A バンク愛知県本部」を立ち上げ
	52年	4月		4月	機構改革により2支店を本店に統合	
	54年	2月		6月	経営管理委員会制度を導入	
	57年	7月		15年	6月	貯金残高4兆円
	59年	2月		17年	1月	JASTEMシステムへの移行
	59年	8月		19年	5月	郵貯・セブン銀行とのATM入金提携開始
	62年	7月		20年	12月	貯金残高5兆円
平成元年	7月	貯金残高2兆円		23年	12月	J A あいちビル竣工
	2年	7月		24年	1月	J A あいちビルでの業務開始
	3年	2月		6月	県内J A 間でのATM等による振込手数料無料化	
	9年	5月		25年	3月	商品・事務の統一化を実施
	10年	6月		26年	4月	貯金残高6兆円
	10年	10月		27年	3月	外部格付の取得
	11年	3月		28年	12月	貯金残高7兆円
				令和2年	2月	貯金残高8兆円
				4月	「J A 愛知信連SDGs宣言」を制定	
				4年	3月	愛知信協株式会社 ジェイエイ愛信ビジネス株式会社 解散

資料編1

I N D E X

■経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	51
	損益計算書	52
	キャッシュ・フロー計算書	53
	剰余金処分計算書	53
	注記表	54
<hr/>		
貯金業務	科目別貯金平均残高	66
	定期貯金金利条件別残高	66
<hr/>		
貸出業務	科目別貸出金平均残高	67
	貸出金の金利条件別残高	67
	貸出金の担保別残高	67
	債務保証の担保別残高	68
	貸出金の用途別残高	68
	貸出金の業種別残高	68
	主要な農業関係の貸出金残高	69
	農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	70
	元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	71
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	71
貸出金償却額	71	
<hr/>		
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	72
	商品有価証券種類別平均残高	72
	有価証券残存期間別残高	72
<hr/>		
時価情報	有価証券の時価情報	73
	金銭の信託の時価情報	74
	デリバティブ取引の時価情報	74
	金融等デリバティブ取引の時価情報	74
	有価証券関連店頭デリバティブ取引の時価情報	74
<hr/>		
経営諸比率等	利益総括表	75
	事業純益	75
	受取・支払利息の増減額	75
	利益率	76
	貯貸率・貯証率	76
	資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り	76
	役員等の報酬体系	77

財務諸表

貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末	科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
（資産の部）			（負債の部）		
現金	11,022	16,892	貯金	7,993,264	7,893,735
預け金	4,448,518	5,604,747	当座貯金	28,022	31,639
系統預け金	4,448,518	5,604,747	普通貯金	15,674	13,245
系統外預け金	—	0	貯蓄貯金	31	33
金銭の信託	265,779	222,724	通知貯金	12,831	5,541
有価証券	3,086,775	1,746,793	別段貯金	772	535
国債	1,412,088	344,055	定期貯金	7,935,909	7,842,706
地方債	155,396	160,573	定期積金	23	33
社債	102,970	107,646	譲渡性貯金	700	—
外国証券	28,388	28,161	借入金	76,200	48,100
株式	19,476	18,888	その他負債	49,563	47,114
受益証券	1,368,455	1,087,469	未払法人税等	153	4
貸出金	476,994	452,583	貯金利子諸税その他	61	62
手形貸付	5,059	4,893	従業員預り金	709	738
証書貸付	319,966	281,082	仮受金	60	49
当座貸越	15,908	13,664	リース債務	155	77
金融機関貸付	136,060	152,943	資産除去債務	123	125
その他資産	12,983	12,720	その他の負債	25	16
従業員貸付金	84	80	未払費用	48,246	46,013
差入保証金	1,165	1,163	前受収益	5	4
仮払金	955	656	未決済為替借	23	20
未収還付法人税等	5,087	6,641	諸引当金	15,724	15,691
その他の資産	315	283	相互援助積立金	12,624	12,624
未収収益	5,337	3,783	賞与引当金	161	164
未決済為替貸	37	112	退職給付引当金	2,563	2,529
有形固定資産	2,504	2,297	役員退職慰労引当金	64	79
建物	1,677	1,562	特例業務負担金引当金	309	293
土地	512	512	繰延税金負債	18,782	1,448
リース資産	198	127	債務保証	3,574	3,202
その他の有形固定資産	115	95	負債の部合計	8,157,808	8,009,292
無形固定資産	426	431	（純資産の部）		
ソフトウェア	408	392	出資金	242,402	253,402
ソフトウェア仮勘定	12	34	（うち後配出資金）	(188,000)	(199,000)
その他の無形固定資産	5	5	再評価積立金	0	0
外部出資	312,977	312,877	利益剰余金	164,363	162,752
系統出資	312,579	312,579	利益準備金	64,984	67,284
系統外出資	297	297	その他利益剰余金	99,379	95,468
子会社等出資	100	—	リスク対策積立金	14,800	14,800
債務保証見返	3,574	3,202	特別積立金	56,794	56,794
貸倒引当金	△ 5,662	△ 2,569	当期末処分剰余金	27,785	23,874
			（うち当期剰余金）	(11,452)	(6,578)
			会員資本合計	406,766	416,155
			その他有価証券評価差額金	51,319	△ 52,746
			評価・換算差額等合計	51,319	△ 52,746
			純資産の部合計	458,086	363,409
資産の部合計	8,615,894	8,372,701	負債及び純資産の部合計	8,615,894	8,372,701

財務諸表

損益計算書

（単位：百万円）

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	68,960	98,540
資金運用収益	48,992	38,922
貸出金利	4,133	4,113
預け金利息	99	88
有価証券利息配当金	16,857	10,387
その他受入利息	27,902	24,332
（うち受取奨励金）	(24,110)	(21,865)
（うち受取特別配当金）	(3,791)	(2,465)
役務取引等収益	4,162	4,069
受入為替手数料	34	29
その他の受入手数料	4,127	4,039
その他の事業収益	4,402	16,929
国債等債券売却益	—	12,526
金融派生商品収益	0	—
その他の事業収益	4,402	4,402
その他の経常収益	11,403	38,619
貸倒引当金戻入益	2,823	2,023
株式等売却益	2,959	18,177
金銭の信託運用益	5,507	18,319
環境対策引当戻入	66	—
その他の経常収益	46	99
経常費用	56,848	94,889
資金調達費用	48,577	46,078
貯金金利	409	255
譲渡性貯金利息	2	0
借入金利息	328	213
その他の支払利息	47,836	45,609
（うち支払奨励金）	(47,828)	(45,601)
役務取引等費用	3,022	2,998
支払為替手数料	3	2
その他の支払手数料	3,018	2,995
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	114	40,186
支払助成金	114	91
国債等債券売却損	—	12,630
国債等債券償還	—	27,464
経費	5,104	5,183
人件費	2,569	2,743
物件費	2,368	2,281
税	166	158
その他の経常費用	29	443
金銭の信託運用損	26	434
その他の経常費用	3	9
経常利益	12,112	3,650
特別利益	—	1,815
子会社清算分配金	—	1,815
特別損処	0	—
固定資産処	0	—
税引前当期利益	12,112	5,465
法人税、住民税及び事業税	409	1
法人税等調整額	251	△ 1,113
法人税等調整額合計	660	△ 1,112
当期剰余金	11,452	6,578
当期末繰越剰余金	16,333	17,296
当期未処分剰余金	27,785	23,874

財務諸表

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益		5,465
減価償却費		412
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 3,092
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)		△ 32
資金運用収益		△ 38,922
資金調達費用		46,078
有価証券関係損益(△は益)		9,770
金銭の信託の運用損益(△は運用益)		△ 17,786
貸出金の純増(△)減		24,411
預け金の純増(△)減		△ 38,000
貯金の純増減(△)		△ 99,529
譲渡性貯金の純増減(△)		△ 700
借入金の純増減(△)		△ 17,100
事業分量配当金の支払額		△ 4,528
資金運用による収入		58,691
資金調達による支出		△ 48,333
その他の特別損益(△は益)		△ 1,815
その他		240
小計		△ 124,770
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)		△ 1,703
事業活動によるキャッシュ・フロー		△ 126,473
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		△ 345,859
有価証券の売却による収入		997,702
有価証券の償還による収入		560,894
金銭の信託の増加による支出		△ 21,884
金銭の信託の減少による収入		61,679
固定資産の取得による支出		△ 214
子会社の清算による収入		1,815
外部出資の売却等による収入		100
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,254,234
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出		△ 11,000
出資の増額による収入		11,000
出資配当金の支払額		△ 3,661
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,661
4 現金及び現金同等物の増加額		1,124,099
5 現金及び現金同等物の期首残高		329,536
6 現金及び現金同等物の期末残高		1,453,636

注 キャッシュ・フロー計算書は令和5年3月末基準から開示するため、当期末分のみ記載しています。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	27,785	23,874
剰余金処分額	10,489	7,369
利益準備金	2,300	1,400
任意積立金	—	—
普通出資配当金(配当率)	1,904(3.50%)	1,904(3.50%)
後配出資配当金(配当率)	1,757(0.99%)	1,828(0.97%)
事業分量配当金	4,528	2,236
次期繰越剰余金	17,296	16,504

財務諸表

注記表

令和3年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおりです。
- ア 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- イ 子会社株式および関連会社株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ウ その他有価証券
- （ア）時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- （イ）市場価格のない株式等…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法であり、信託の契約単位ごとに信託財産の構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| そ の 他 | 1年～36年 |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 貸倒引当金は、資産の償却および引当要領により、次のとおり計上しています。
- 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失額を見込んで計上しており、損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
- すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- (9) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、愛知県JAバンク支援制度要領に基づき、必要額を積み立てております。
- (10) 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- (11) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としています。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (13) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当年度末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 収益認識に関する会計基準等の適用
- 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従ってありますが、当年度の計算書類への影響はありません。
- (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用
- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 表示方法の変更に関する事項

「貸借対照表に関する事項(9)」については、令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、リスク管理債権の区分等を金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

財務諸表

令和3年度

4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 重要な会計上の見積りを示す項目

貸倒引当金

(2) 当年度にかかる計算書類に計上した額

貸倒引当金 5,662百万円

(3) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項(8)」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,158百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	10百万円	17百万円	27百万円

(3) 内国為替決済の取引の担保および先物取引証拠金等の代用として、預け金60,000百万円、有価証券1,014百万円および差入保証金6百万円を提供しています。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計23,897百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に合計45,567百万円含まれています。

(5) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は1,921百万円です。

(7) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は、次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	270百万円
危険債権額	6,401百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	148百万円
合計額	6,821百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。

(11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。

これらの契約にかかる融資未実行残高は、73,820百万円です。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨および債務者が実質破綻状態と認定された場合には後配出資へ強制転換される旨の特約が付された劣後特約貸出金83,824百万円が含まれています。

(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金22,000百万円が含まれています。

6 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	2百万円
うち事業取引高	2百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	188百万円
うち事業取引高	188百万円

財務諸表

令和3年度

7 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

イ 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

金銭の信託の構成資産は、主に米ドル建ての外国証券等であり、純投資目的で保有しています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、外国為替の変動リスクにさらされています。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

ウ 金融商品にかかるリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当会は、リスク管理方針および信用リスク管理規程に基づき、信用リスクの管理を行っています。

貸出金については、個別案件ごとの与信審査の実施、与信限度額、信用格付、保証や担保の設定、信用情報の管理、問題債権への対応などを行っています。

これらの与信管理については、食農法人営業部およびリスク統括部により行われています。

また、与信管理の状況については、リスク統括部が定期的にモニタリングを実施し、資金運用リスク管理委員会、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部において、格付や時価を把握することで管理を行い、資金運用リスク管理委員会へ報告しています。

(イ) 市場リスクの管理

a 金利リスクの管理

当会は、リスク管理方針および市場リスク管理規程に基づき、ALMにより金利リスクの管理を行っています。

また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針などを策定するALM委員会を設置し、金利リスクの把握・分析および対応策の協議を行っています。

なお、財務企画部において、資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析等を行い、ALM委員会へ報告しています。

b 為替リスクの管理

当会は、リスク管理方針および市場リスク管理規程に基づき、為替レートや個別の案件ごとの時価等を把握することで、為替リスクの管理を行っています。

c 価格変動リスクの管理

当会は、リスク管理方針および市場リスク管理規程に基づき、価格変動リスクの管理を行っています。

有価証券等の運用については、余裕金運用規程に従い、理事会で承認された運用方針に基づき行っています。

また、利用限度枠等を設定し、運用状況の継続的なモニタリングを通じ、価格変動リスクの軽減を図っています。

なお、価格変動リスクの状況については、有価証券等の運用商品の時価等により把握し、利用限度枠等の運用状況とともに、リスク統括部から資金運用リスク管理委員会、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立した中で行っております。

e 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が経済資本配賦額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間3か月（一部の資産は1年）、信頼区間99.9%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で74,300百万円です。

なお、当会ではバックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ウ) 流動性リスクの管理

当会は、リスク管理方針および流動性リスク管理規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、評価技法を用いて算出した価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

財務諸表

令和3年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

ア 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず下記ウに記載しています。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	4,448,518	4,448,555	36
金銭の信託	265,779	265,779	—
運用目的の金銭の信託	4,985	4,985	—
その他目的の金銭の信託	260,794	260,794	—
有価証券	3,086,775	3,086,775	—
その他有価証券	3,086,775	3,086,775	—
貸出金	476,994		
貸倒引当金	△ 5,644		
貸倒引当金控除後	471,350	474,159	2,808
資産計	8,272,424	8,275,269	2,845
貯金	7,993,964	7,994,420	456
借入金	76,200	76,153	△ 46
負債計	8,070,164	8,070,574	409

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
2 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金700百万円を含めています。

イ 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(ア) 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap(以下「OIS」という。)) レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主の上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(イ) 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は、実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは上記アの金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 312,977百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

財務諸表

令和3年度

エ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	4,448,518	—	—	—	—	—
有価証券	213,285	562,696	217,103	193,739	100,788	1,579,018
その他有価証券のうち満期 があるもの	213,285	562,696	217,103	193,739	100,788	1,579,018
貸出金	80,858	77,342	57,595	59,317	27,318	174,280
合計	4,742,662	640,039	274,699	253,056	128,106	1,753,299

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）19百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金83,824百万円については「5年超」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等282百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

オ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	7,982,215	7,067	1,150	730	179	1,920
譲渡性貯金	700	—	—	—	—	—
借入金	17,100	16,900	8,800	11,400	—	22,000
合計	8,000,015	23,967	9,950	12,130	179	23,920

(注) 1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金22,000百万円については「5年超」に含めています。

8 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

ア 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、保有していません。

イ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	19,476	2,983	16,492
	債券	1,605,970	1,571,771	34,198
	国債	1,358,926	1,329,114	29,812
	地方債	147,157	145,053	2,104
	社債	94,868	92,603	2,264
	その他	5,017	5,000	17
	その他	380,462	308,611	71,851
	小計	2,005,909	1,883,366	122,543
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	92,872	93,799	△ 926
	国債	53,161	53,793	△ 632
	地方債	8,238	8,308	△ 69
	社債	8,102	8,198	△ 95
	その他	23,370	23,500	△ 129
	その他	987,993	1,053,731	△ 65,738
	小計	1,080,865	1,147,530	△ 66,664
合計	3,086,775	3,030,897	55,878	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債15,528百万円を差し引いた額40,349百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

項目	売却額	売却益	売却損
株式	44百万円	40百万円	—百万円
その他	4,442百万円	2,918百万円	—百万円
合計	4,486百万円	2,959百万円	—百万円

9 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	4,985百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	—百万円

財務諸表

令和3年度

(2) その他の金銭の信託

項目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	260,794百万円	245,625百万円	15,169百万円	15,992百万円	△ 823百万円

(注) 1 上記差額合計から繰延税金負債4,199百万円を差し引いた額10,969百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

10 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

ア 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、原則法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

イ 確定給付制度

(ア) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,558百万円
勤務費用	173百万円
利息費用	7百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 68百万円
退職給付の支払額	△ 107百万円
期末における退職給付債務	2,563百万円

(イ) 退職給付に関連する損益

勤務費用	173百万円
利息費用	7百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 68百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	112百万円

(ウ) 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています）

割引率 0.454%

(2) 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度に拠出した特例業務負担金は29百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、309百万円となっています。

11 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(繰延税金資産の内訳)

相互援助積立金超過額	3,508百万円
貸倒引当金超過額	1,196百万円
退職給付引当金超過額	712百万円
特例業務負担金引当金繰入否認額	85百万円
賞与引当金超過額	44百万円
減価償却損金算入限度超過額	35百万円
資産除去債務	34百万円
未払事業税・事業所税	27百万円
その他	81百万円
小計	5,726百万円
評価性引当額	△ 4,778百万円
繰延税金資産計 (A)	948百万円

(繰延税金負債の内訳)

その他有価証券評価差額金	△ 19,728百万円
その他	△ 2百万円
繰延税金負債計 (B)	△ 19,731百万円
繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△ 18,782百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.79%
事業分量配当金	△ 10.39%
評価性引当額の増減	△ 6.48%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.54%
住民税均等割等	0.04%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.45%

財務諸表

令和4年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおりです。
- ア 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- イ その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法であり、信託の契約単位ごとに信託財産の構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| そ の 他 | 1年～36年 |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 貸倒引当金は、資産の償却および引当要領に基づき、次のとおり計上しています。
- 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失額を見込んで計上しており、損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
- すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- (9) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、愛知県JAバンク支援制度要領に基づき、必要額を積み立てています。
- (10) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- (11) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としています。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (13) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当年度末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 重要な会計上の見積りを示す項目

貸倒引当金

(2) 当年度にかかる計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,569百万円

(3) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項(8)」に記載しています。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

財務諸表

令和4年度

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,306百万円です。
 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	7百万円	11百万円	19百万円

- (3) 内国為替決済の取引の担保および先物取引証拠金等の代用として、預け金60,000百万円、有価証券1,008百万円および差入保証金4百万円を提供しています。
 (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計19,314百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に合計77,859百万円含まれています。
 (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
 (6) 子会社等に対する金銭債務はありません。
 (7) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権はありません。
 なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
 (8) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務はありません。
 なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は、次のとおりです。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 112百万円 |
| 危険債権額 | 1,015百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 260百万円 |
| 合計額 | 1,388百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
 (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。
 これらの契約にかかる融資未実行残高は、67,730百万円です。
 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨および債務者が実質破綻状態と認定された場合には後配出資へ強制転換される旨の特約が付された劣後特約付貸出金83,824百万円が含まれています。
 (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,000百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 1,815百万円 |
| うち事業取引高 | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 1,815百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 1百万円 |
| うち事業取引高 | 1百万円 |

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

イ 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

金銭の信託の構成資産は、主に米ドル建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、外国為替の変動リスクにさらされています。借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

財務諸表

令和4年度

ウ 金融商品にかかるリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当会は、リスク管理方針および信用リスク管理規程に基づき、信用リスクの管理を行っています。

貸出金については、個別案件ごとの与信審査の実施、与信限度額、信用格付、保証や担保の設定、信用情報の管理、問題債権への対応などを行っています。

これらの与信管理については、食農法人営業部およびリスク統括部により行われています。

また、与信管理の状況については、リスク統括部が定期的にモニタリングを実施し、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部において、信用情報や時価を把握することで管理を行い、統合リスク・財務統括委員会へ報告しています。

(イ) 市場リスクの管理

当会は、リスク管理方針および市場リスク管理規程等に基づき、市場リスクの管理を行っています。具体的には、売買目的有価証券等およびデリバティブ取引の損失限度額管理のほか、予兆管理またはアクションプラン管理により日々の管理を行うとともに、運用資産の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクの市場統合VaRを計量し、ポートフォリオのリスク状況について統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行に当たっては、運用方針等の決定、取引の執行、およびリスク量のモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。

当会において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」です。

当会では、これらの金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が経済資本配賦額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間3か月（一部の資産は1年）、信頼区間99.9%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で68,843百万円です。

なお、当会ではバックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このように、モデルで補足できない市場環境の影響を把握・管理するためにストレス・テストを実施しています。

(ウ) 流動性リスクの管理

当会は、リスク管理方針および流動性リスク管理規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用・調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

ア 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず下記ウに記載しています。

(単位：百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	5,604,747	5,604,332	△ 414
金銭の信託	222,724	222,724	—
運用目的の金銭の信託	796	796	—
その他の金銭の信託	221,927	221,927	—
有価証券	1,746,793	1,746,793	—
その他有価証券	1,746,793	1,746,793	—
貸出金	452,583		
貸倒引当金	△ 2,553		
貸倒引当金控除後	450,030	451,541	1,511
資 産 計	8,024,295	8,025,391	1,096
貯金	7,893,735	7,892,818	△ 916
借入金	48,100	48,045	△ 54
負 債 計	7,941,835	7,940,863	△ 971

(注) 1 その他の金銭の信託には、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

イ 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(ア) 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下、「OIS」という。））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

財務諸表

令和4年度

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用してあります。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

(f) 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは上記アの金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資

312,877百万円

(注) 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

なお、外部出資には、非上場株式114百万円が含まれています。

エ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	5,604,747	—	—	—	—	—
有価証券	332,831	86,481	131,776	89,354	113,938	871,412
その他有価証券のうち満期があるもの	332,831	86,481	131,776	89,354	113,938	871,412
貸出金	95,862	55,907	62,533	26,220	36,781	175,103
合計	6,033,440	142,389	194,310	115,575	150,719	1,046,515

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）4百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金83,824百万円については「5年超」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等174百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

オ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	7,788,589	99,900	1,132	179	1,716	2,216
借入金	16,900	8,800	11,400	—	—	11,000
合計	7,805,489	108,700	12,532	179	1,716	13,216

(注) 1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,000百万円については「5年超」に含めています。

財務諸表

令和4年度

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

ア 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、保有していません。

イ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,839	2,931	15,908
	債券	409,907	404,897	5,010
	国債	295,296	292,023	3,272
	地方債	36,708	36,362	346
	社債	77,903	76,511	1,392
	その他	119,186	83,418	35,768
	小計	547,934	491,246	56,687
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	48	49	△ 0
	債券	230,527	236,320	△ 5,792
	国債	48,759	49,646	△ 887
	地方債	123,865	127,742	△ 3,876
	社債	29,742	30,432	△ 689
	その他	28,161	28,500	△ 339
	その他	968,282	1,080,771	△ 112,488
	小計	1,198,858	1,317,141	△ 118,282
合計		1,746,793	1,808,388	△ 61,594

(注) 上記差額合計から繰延税金負債74百万円を差し引いた額△61,669百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

項目	売却額	売却益	売却損
株式	24百万円	22百万円	－百万円
債券	967,361百万円	12,526百万円	12,622百万円
その他	28,056百万円	18,154百万円	－百万円
合計	995,442百万円	30,703百万円	12,622百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	796百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

(2) その他の金銭の信託

項目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	221,927百万円	209,571百万円	12,356百万円	14,048百万円	△ 1,691百万円

(注) 1 上記差額合計から繰延税金負債3,433百万円を差し引いた額8,922百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

ア 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、原則法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

イ 確定給付制度

(ア) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,563百万円
勤務費用	169百万円
利息費用	11百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 108百万円
退職給付の支払額	△ 107百万円
期末における退職給付債務	2,529百万円

(イ) 退職給付に関連する損益

勤務費用	169百万円
利息費用	11百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 108百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	72百万円

財務諸表

令和4年度

(ウ) 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています）

割引率 0.765%

- (2) 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度に拠出した特例業務負担金は31百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。
- また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

（繰延税金資産の内訳）

その他有価証券評価差額金		22,395百万円
相互援助積立金超過額		3,508百万円
税務上の繰越欠損金		1,186百万円
退職給付引当金超過額		702百万円
貸倒引当金超過額		346百万円
特例業務負担金引当金繰入否認額		81百万円
賞与引当金超過額		45百万円
減価償却損金算入限度超過額		39百万円
資産除去債務		34百万円
未払事業税・事業所税		1百万円
その他		67百万円
繰延税金資産小計		28,410百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 ^(注2)		－百万円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額 ^(注1)	△	21,146百万円
評価性引当額小計	△	21,146百万円
繰延税金資産合計	(A)	7,264百万円

（繰延税金負債の内訳）

その他有価証券評価差額金		△	8,712百万円
繰延税金負債合計	(B)	△	8,712百万円
繰延税金負債の純額	(A)+(B)	△	1,448百万円

- (注) 1 前年度に比べ、評価性引当額が16,368百万円増加しています。この主な内容は、個別貸倒引当金を計上していた一部の大口取引先の債権を売却したこと等による823百万円の減少があったものの、有価証券の評価損の拡大による17,191百万円の増加があったためです。

- 2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	21	1,164	－	－	－	1,186
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	21	1,164	－	－	－	(b)1,186

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得を試算した結果、3年以内に当該繰越欠損金の全額を上回る課税所得が見込まれることから、繰延税金資産を計上しています。

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.79%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△	21.81%
評価性引当額の増減	△	15.72%
事業分量配当金	△	11.37%
住民税均等割等		0.08%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.07%
その他		0.60%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△	20.36%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

貯金業務

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	64,813(0.8)	65,669(0.8)	856
定期性貯金	8,019,987(99.1)	7,904,601(99.2)	△ 115,385
その他の貯金	996(0.0)	847(0.0)	△ 148
計	8,085,797(99.9)	7,971,118(100.0)	△ 114,678
譲渡性貯金	4,095(0.1)	694(0.0)	△ 3,401
合計	8,089,893(100.0)	7,971,813(100.0)	△ 118,079

注1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3 その他の貯金＝別段貯金

注4 () 内は構成比です。

定期貯金金利条件別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
定期貯金	7,935,909(100.0)	7,842,706(100.0)	△ 93,203
固定金利定期	7,935,909(100.0)	7,842,705(100.0)	△ 93,203
変動金利定期	0(0.0)	0(0.0)	0

注1 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

注3 () 内は構成比です。

貸出業務

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	5,094	5,033	△ 60
証書貸付	341,987	299,131	△ 42,855
当座貸越	19,114	16,798	△ 2,316
金融機関貸付	130,358	141,184	10,826
割引手形	—	—	—
合 計	496,554	462,148	△ 34,406

貸出金の金利条件別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
固定金利貸出	269,158(56.4)	251,137(55.5)	△ 18,020
変動金利貸出	207,836(43.6)	201,445(44.5)	△ 6,390
合 計	476,994(100.0)	452,583(100.0)	△ 24,411

注 () 内は構成比です。

貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
貯金等	14	12	△ 1
有価証券	21	7	△ 14
動 産	—	—	—
不 動 産	4,938	2,074	△ 2,864
そ の 他 担 保 物	—	0	0
計	4,974	2,094	△ 2,880
農業信用基金協会保証	—	—	—
そ の 他 保 証	3,964	3,558	△ 406
計	3,964	3,558	△ 406
信 用	468,055	446,930	△ 21,124
合 計	476,994	452,583	△ 24,411

貸出業務

債務保証の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,734	1,475	△ 259
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1,734	1,475	△ 259
農業信用基金協会保証	—	—	—
そ の 他 保 証	15	13	△ 2
計	15	13	△ 2
信 用	1,823	1,714	△ 109
合 計	3,574	3,202	△ 371

貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
設 備 資 金	21,866(4.6)	20,624(4.6)	△ 1,241
運 転 資 金	455,128(95.4)	431,959(95.4)	△ 23,169
合 計	476,994(100.0)	452,583(100.0)	△ 24,411

注 () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
農 業	2,761(0.6)	2,287(0.5)	△ 474
林 業	—(—)	—(—)	—
水 産 業	—(—)	—(—)	—
製 造 業	35,977(7.5)	34,325(7.6)	△ 1,651
鉱 業	—(—)	—(—)	—
建 設 業	2,853(0.6)	2,785(0.6)	△ 68
電気・ガス・熱供給・水道業	11,613(2.4)	13,084(2.9)	1,471
運 輸 ・ 通 信 業	8,980(1.9)	7,208(1.6)	△ 1,772
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	39,156(8.2)	33,637(7.4)	△ 5,518
金 融 ・ 保 険 業	183,667(38.5)	200,407(44.3)	16,740
不 動 産 業	34,043(7.1)	26,005(5.7)	△ 8,038
サ ー ビ ス 業	139,147(29.2)	115,778(25.6)	△ 23,368
地 方 公 共 団 体	16,169(3.4)	14,711(3.3)	△ 1,458
そ の 他	2,624(0.6)	2,351(0.5)	△ 272
合 計	476,994(100.0)	452,583(100.0)	△ 24,411

注 () 内は構成比です。

貸出業務

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
農 業	3,228	2,854	△ 374
穀 作	207	85	△ 122
野 菜 ・ 園 芸	190	177	△ 13
果 樹 ・ 樹 園 農 業	46	37	△ 9
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1,047	873	△ 174
養 鶏 ・ 鶏 卵	1,284	1,055	△ 229
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	452	623	171
農 業 関 連 団 体 等	8,521	7,495	△ 1,026
合 計	11,749	10,349	△ 1,400

注1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや連合会（全農）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	11,749	10,349	△ 1,400
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
合 計	11,749	10,349	△ 1,400

注1 プロパー資金とは、信連原資の資本を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業近代化資金とは、地方公共団体が利子補給等を行うことで当会原資の資金を低利で融資するものをいいます。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末	令和4年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	18,036	16,217	△ 1,819
合 計	18,036	16,217	△ 1,819

注 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貸出業務

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
【令和3年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	270	—	—	270	270
危険債権	6,401	2,764	0	3,518	6,282
要管理債権	148	—	—	3	3
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	148	—	—	3	3
計	6,821	2,764	0	3,792	6,557
正常債権	473,941				
合計	480,762				
【令和4年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	112	—	—	112	112
危険債権	1,015	160	31	730	922
要管理債権	260	—	—	5	5
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	260	—	—	5	5
計	1,388	160	31	848	1,040
正常債権	454,574				
合計	455,962				

- 注1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 3 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4 三月以上延滞債権
元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
- 5 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 6 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1、2、4、5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸出業務

元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度				令和4年度			
	期首 残高	期中 増加額	期中 減少額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中 減少額	期末 残高
一般 貸倒引当金	2,035	1,873	2,035	1,873	1,873	1,727	1,873	1,727
個別 貸倒引当金	6,458	3,788	6,458	3,788	3,788	842	3,788	842
合 計	8,493	5,662	8,493	5,662	5,662	2,569	5,662	2,569

貸出金償却額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	7	—

注 上記の金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺する前の金額です。

有価証券業務

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	1,397,318	1,009,617	△ 387,700
地 方 債	155,892	159,449	3,556
金 融 債	—	—	—
社 債	105,386	107,010	1,624
株 式	2,985	3,026	41
外 国 証 券	30,787	28,499	△ 2,288
そ の 他 の 証 券	1,300,044	1,307,836	7,791
合 計	2,992,414	2,615,439	△ 376,974

商品有価証券種類別平均残高

令和3年度、令和4年度とも、商品有価証券の取扱いはありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
【令和3年度末】								
国 債	193,328	588,250	—	—	162,152	468,357	—	1,412,088
地 方 債	2,417	8,610	27,653	1,402	2,868	112,444	—	155,396
社 債	4,030	14,342	11,565	—	5,000	68,031	—	102,970
株 式	—	—	—	—	—	—	19,476	19,476
外 国 証 券	—	5,017	17,403	5,967	—	—	—	28,388
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,368,455	1,368,455
合 計	199,775	616,221	56,622	7,370	170,020	648,832	1,387,932	3,086,775
【令和4年度末】								
国 債	231,324	30,261	—	33,711	—	48,759	—	344,055
地 方 債	—	36,105	400	1,981	2,937	119,148	—	160,573
社 債	12,533	5,119	12,809	891	15,755	60,536	—	107,646
株 式	—	—	—	—	—	—	18,888	18,888
外 国 証 券	4,996	—	18,240	4,925	—	—	—	28,161
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,087,469	1,087,469
合 計	248,853	71,486	31,449	41,508	18,692	228,443	1,106,358	1,746,793

時価情報

有価証券の時価情報

- 1 売買目的有価証券
該当する取引はありません。
- 2 満期保有目的の債券
該当する取引はありません。
- 3 その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和3年度末			令和4年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	19,476	2,983	16,492	18,839	2,931	15,908
	債 券	1,600,953	1,566,771	34,181	409,907	404,897	5,010
	国 債	1,358,926	1,329,114	29,812	295,296	292,023	3,272
	地 方 債	147,157	145,053	2,104	36,708	36,362	346
	社 債	94,868	92,603	2,264	77,903	76,511	1,392
	そ の 他	385,480	313,611	71,868	119,186	83,418	35,768
	外 国 証 券	5,017	5,000	17	—	—	—
	その他の証券	380,462	308,611	71,851	119,186	83,418	35,768
小 計	2,005,909	1,883,366	122,543	547,934	491,246	56,687	
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	48	49	△ 0
	債 券	69,502	70,299	△ 797	202,366	207,820	△ 5,453
	国 債	53,161	53,793	△ 632	48,759	49,646	△ 887
	地 方 債	8,238	8,308	△ 69	123,865	127,742	△ 3,876
	社 債	8,102	8,198	△ 95	29,742	30,432	△ 689
	そ の 他	1,011,363	1,077,231	△ 65,867	996,443	1,109,271	△ 112,827
	外 国 証 券	23,370	23,500	△ 129	28,161	28,500	△ 339
	その他の証券	987,993	1,053,731	△ 65,738	968,282	1,080,771	△ 112,488
小 計	1,080,865	1,147,530	△ 66,664	1,198,858	1,317,141	△ 118,282	
合 計	3,086,775	3,030,897	55,878	1,746,793	1,808,388	△ 61,594	

時価情報

金銭の信託の時価情報

1 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末		令和4年度末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	4,985	—	796	—

2 満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

3 その他の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和3年度末					令和4年度末				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	260,794	245,625	15,169	15,992	△ 823	221,927	209,571	12,356	14,048	△ 1,691

注 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引の時価情報

令和3年度末、令和4年度末とも、デリバティブ取引の取扱いはありません。

金融等デリバティブ取引の時価情報

令和3年度末、令和4年度末とも、金融等デリバティブ取引の取扱いはありません。

有価証券関連店頭デリバティブ取引の時価情報

令和3年度末、令和4年度末とも、有価証券関連店頭デリバティブ取引の取扱いはありません。

経営諸比率等

利益総括表

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,814	△ 5,750	△ 7,564
役 務 取 引 等 収 支	1,139	1,071	△ 68
そ の 他 事 業 収 支	4,287	△ 23,257	△ 27,545
事 業 粗 利 益	7,242	△ 27,936	△ 35,178
事 業 粗 利 益 率	0.09	△ 0.35	△ 0.44

- 注1 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3 その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
事 業 純 益	2,137	△ 33,120	△ 35,258
実 質 事 業 純 益	2,137	△ 33,120	△ 35,258
コ ア 事 業 純 益	2,137	△ 5,552	△ 7,690
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	10,893	5,874	△ 5,018

- 注1 事業純益=事業粗利益-経費-一般貸倒引当金繰入額
 2 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 3 コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損および国債等債券償却を通算した損益です。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
受 取 利 息	△ 10,615	△ 10,070
うち 預 け 金	366	△ 3,581
うち 有 価 証 券	△ 10,675	△ 6,469
うち 貸 出 金	△ 306	△ 19
支 払 利 息	△ 1,266	△ 2,505
うち 貯 金・定 積	△ 1,061	△ 2,381
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 0	△ 1
うち 借 用 金	△ 93	△ 115
差 引	△ 9,349	△ 7,564

- 注1 増減額は前年度対比です。
 2 「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3 「うち貯金・定積」には、JAに対する支払奨励金が含まれています。
 4 「支払利息」の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

経営諸比率等

利 益 率

(単位：%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.14	0.04	△ 0.10
純資産経常利益率	3.13	0.91	△ 2.22
総資産当期純利益率	0.13	0.08	△ 0.05
純資産当期純利益率	2.96	1.64	△ 1.32

- 注1 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	6.0	5.7	△ 0.3
	期 中 平 均	6.1	5.8	△ 0.3
貯 証 率	期 末	38.6	22.1	△ 16.5
	期 中 平 均	37.0	32.8	△ 4.2

- 注1 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	8,056,299	48,992	0.61	7,882,413	38,922	0.49
うち 預 け 金	4,567,238	28,001	0.61	4,804,738	24,420	0.51
うち 有 価 証 券	2,992,414	16,857	0.56	2,615,439	10,387	0.40
うち 貸 出 金	496,554	4,133	0.83	462,148	4,113	0.89
資 金 調 達 勘 定	7,960,127	47,177	0.59	7,794,644	44,672	0.57
うち 貯 金 ・ 定 積	8,085,797	48,238	0.60	7,971,118	45,857	0.58
うち 譲 渡 性 貯 金	4,095	2	0.05	694	0	0.06
うち 借 用 金	106,950	328	0.31	68,746	213	0.31
総 資 金 利 ざ や			△ 0.05			△ 0.15

- 注1 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
 2 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

経営諸比率等

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

区 分	支 給 総 額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	101	14

注1 対象役員は、経営管理委員13名、理事5名および監事4名です。

2 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

ア 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、中央会・各連合会役員報酬協議会（構成：中央会・連合会の役員（全共連県本部運営委員を含む。）および県下JA組合長の代表者4名以内ならびに協力団体・学識経験者4名以内の合計8名以内）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

イ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗ずるなどして算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいません。

注1 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

■自己資本の充実状況に関する事項

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況	79
(1) 自己資本の構成	80
(2) 自己資本の充実度に関する事項	82
2 信用リスクに関する事項	84
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	86
(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	87
(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高	88
3 信用リスク削減手法に関する事項	88
4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	89
(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳	90
(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	91
(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	91
5 証券化エクスポージャーに関する事項	91
(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	92
(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	92
6 オペレーショナル・リスクに関する事項	94
7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	95
(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価	95
(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益	95
(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)	95
(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)	95
8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	96
9 金利リスクに関する事項	96

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は16.44%となりました。

この比率は、国内金融機関が遵守すべき最低基準である4%を大幅に上回っており、健全性を維持する水準を確保しています。

当会は、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理規程」、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出しています。

また、経営の健全性や安全性を維持するために、統合的リスク管理に取り組んでおり、市場関連リスクおよび信用リスク等を計量化し、自己資本額と対比することで、経営上許容できる範囲にあるかどうかのモニタリングを実施しています。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	544億円(前年度544億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,990億円(前年度1,880億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	110億円(前年度220億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※)

※ 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合には、前営業日までに事前通知することにより、利息支払日に償還可能

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	398,577	410,186
うち、出資金及び資本準備金の額	242,402	253,402
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	164,363	162,752
うち、外部流出予定額(△)	8,189	5,969
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,498	14,352
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,498	14,352
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22,000	11,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	435,075	435,538
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	307	311
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	307	311
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	307	311
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))（ハ）	434,767	435,226
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,422,881	2,624,112
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	23,850	22,457
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	2,446,731	2,646,570
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	17.76	16.44

注1 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

＜信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳＞

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
現金	11,022	—	—	16,892	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,389,602	—	—	348,507	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	169,757	—	—	179,039	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,797	279	11	2,799	279	11
我が国の政府関係機関向け	71,624	7,162	286	73,169	7,316	292
地方三公社向け	15,831	1,946	77	15,466	1,872	74
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,644,918	910,343	36,413	5,812,425	1,150,585	46,023
法人等向け	291,239	158,620	6,344	284,579	145,181	5,807
中小企業等向け及び個人向け	210	143	5	205	134	5
抵当権付住宅ローン	189	66	2	100	35	1
不動産取得等事業向け	1,428	954	38	1,361	953	38
三月以上延滞等	222	0	0	132	13	0
取立未済手形	37	7	0	112	22	0
信用保証協会等による保証付	167	16	0	171	17	0
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出 資 等	3,494	3,494	139	3,392	3,392	135
（うち出資等のエクスポージャー）	3,494	3,494	139	3,392	3,392	135
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	404,506	1,000,508	40,020	404,315	1,002,000	40,080
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	396,297	990,744	39,629	396,297	990,744	39,629
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	1,064	2,661	106	2,179	5,449	217
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,143	7,102	284	5,837	5,806	232

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
証 券 化	30,765	6,152	246	37,545	7,509	300
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	30,765	6,152	246	37,545	7,509	300
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	1,612,952	333,183	13,327	1,374,557	304,797	12,191
（うちルックスルー方式）	1,612,952	333,183	13,327	1,374,557	304,797	12,191
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—			—
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)			—			—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	8,650,768	2,422,881	96,915	8,554,773	2,624,112	104,964
CVAリスク相当額÷8%		—	—		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	8,650,768	2,422,881	96,915	8,554,773	2,624,112	104,964
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	23,850	954	22,457	898		
所 要 自 己 資 本 額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	2,446,731	97,869	2,646,570	105,862		

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

1 自己資本の充実の状況(単体)

2 信用リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク」とは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により信用リスクを把握し、管理しています。

※ 信用リスクの把握

信用リスクの把握については、与信先に対する資産自己査定、ポートフォリオの状況および与信先の格付などにより行います。

※ 信用リスクの管理方法

信用リスクの管理方法については、次のとおりです。

① 資産自己査定

資産自己査定は、当会の保有する全ての資産を個別に検討し、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を分類することで回収不能・価値毀損の可能性を認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図ります。

② ポートフォリオ管理

ポートフォリオの状況（特定の業種等に対する与信集中の状況など）を適切に管理・分析することにより、リスク集中の有無を確認し、その状況を統合リスク・財務統括委員会に報告し、改善等を講じます。

③ 与信限度額の設定

貸出金のみならず信用リスクを有する資産（市場取引にかかわる信用リスクを含む。）について統合的に管理し、特定の与信先への過度なリスク集中を回避するために、信用格付等に応じて与信限度額を設定し、その状況を統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

④ 不良債権の管理

定款に規定する不良債権は、管理・回収を担当する部門が、取組方針を明確化するとともに、その与信先の経営状況等を把握し、適切な管理または整理・回収を行います。

⑤ 信用リスク情報の理事会等への報告

重要な信用リスク情報は、統合リスク・財務統括委員会および理事会に報告し、理事会が経営判断に必要と認めた信用リスク情報は、経営管理委員会に報告します。

※ 当会における貸倒引当金の計上

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却および引当要領」に基づき計上しています。

① 一般貸倒引当金

正常先、要注意先のうち要管理債権のある債務者（以下「要管理先」という。）および要管理先以外の要注意先の債権に対して、過去の実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる予想損失額に相当する金額を計上しています。

なお、上記により算出された引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

② 個別貸倒引当金

破綻懸念先の債権に対して、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する金額を計上しています。

実質破綻先および破綻先の債権に対して、損失が見込まれるⅢ分類の金額および回収が不可能なⅣ分類の金額について全額を計上しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは次のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国 内	6,978,520	549,702	1,638,949	—	222	7,114,141	547,013	613,219	—	132
国 外	28,530	—	28,530	—	—	28,530	—	28,530	—	—
地域別残高計	7,007,050	549,702	1,667,479	—	222	7,142,671	547,013	641,750	—	132
法人	農業	2,537	2,537	—	—	4	2,105	2,105	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	42,810	37,591	2,600	—	97	40,491	35,272	2,600	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	49,165	38,225	10,730	—	—	39,862	30,287	9,363	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	21,360	11,628	9,731	—	—	39,623	13,099	26,523	—
	運輸・通信業	23,684	9,515	13,909	—	—	18,554	7,385	10,910	—
	金融・保険業	5,101,512	245,548	92,461	—	—	6,290,764	284,739	86,207	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	182,330	182,172	—	—	112	153,034	152,976	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,559,359	16,225	1,538,046	—	—	527,546	14,762	506,143	—
	上記以外	2,563	2,563	—	—	—	2,282	2,281	—	—
個人	2,175	2,175	—	—	7	1,894	1,894	—	—	
その他	19,549	1,520	—	—	—	26,511	2,206	—	—	
業種別残高計	7,007,050	549,702	1,667,479	—	222	7,142,671	547,013	641,750	—	132
1年以下	4,770,300	115,240	199,182	—	—	6,019,964	166,605	247,614	—	—
1年超3年以下	735,751	126,627	609,124	—	—	181,615	102,677	70,938	—	—
3年超5年以下	142,398	86,112	56,285	—	—	99,864	68,124	31,739	—	—
5年超7年以下	50,754	43,344	7,409	—	—	65,875	25,970	39,905	—	—
7年超10年以下	175,086	15,365	159,720	—	—	33,493	14,401	19,091	—	—
10年超	734,102	98,345	635,756	—	—	328,726	96,265	232,460	—	—
期限の定めのないもの	398,657	64,666	—	—	—	413,131	72,968	—	—	—
残存期間別残高計	7,007,050	549,702	1,667,479	—	—	7,142,671	547,013	641,750	—	—

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

ア 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,035	1,873	—	2,035	1,873	1,873	1,727	—	1,873	1,727
個別貸倒引当金	6,458	3,788	7	6,450	3,788	3,788	842	1,068	2,720	842

イ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国 内	6,458	3,788	7	6,450	3,788		3,788	842	1,068	2,720	842		
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地 域 別 計	6,458	3,788	7	6,450	3,788		3,788	842	1,068	2,720	842		
法 人	農業	293	262	—	293	262	—	262	156	59	203	156	59
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	191	191	—	191	191	—	191	92	—	191	92	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	5,586	2,662	—	5,586	2,662	—	2,662	—	913	1,749	—	913
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	17	16	—	17	16	—	16	14	—	16	14	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	152	144	7	145	144	7	144	139	96	47	139	96
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	215	511	—	215	511	—	511	438	—	511	438	—	
業 種 別 計	6,458	3,788	7	6,450	3,788	7	3,788	842	1,068	2,720	842	1,068	

注 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	1,673,831	1,673,831	—	612,717	612,717
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	74,589	74,589	—	76,140	76,140
	20%	49,948	4,561,487	4,611,436	66,465	5,762,401	5,828,866
	35%	—	188	188	—	100	100
	50%	170,956	222	171,178	166,583	119	166,703
	75%	—	203	203	—	197	197
	100%	21,459	56,799	78,259	6,048	53,419	59,467
	150%	—	0	0	—	0	0
	250%	—	397,362	397,362	—	398,477	398,477
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	242,365	6,764,685	7,007,050	239,097	6,903,574	7,142,671	

- 注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3 信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

※信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引については、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点に

I 自己資本の充実の状況(単体)

においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、⑤貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエク

スポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額>

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	6,100	—	—	6,102	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,200	—	—	27,100	—	—
法人等向け	—	388	—	—	292	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	4	—	—	2	—	—
合 計	44,204	6,488	—	27,102	6,395	—

- 注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかわる取引です。

当会では、派生商品取引を管理する方針は定めておらず、主に限度額による管理を行っています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等

の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引であり、当会では、該当する取引は行っていません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

区 分	令和3年度		令和4年度			
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
令和3年度 (単位：百万円)						
区 分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

令和4年度 (単位：百万円)						
区 分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

注1 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない。)をいいます。

2 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	—	—	—
種類1	—	—	—	—
種類2	—	—	—	—
種類3	—	—	—	—

注1 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5 証券化エクスポージャーに関する事項

◆ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

なお、当会においては、再証券化エクスポージャーを取得しないこととしています。

◆ 体制の整備およびその運用状況の概要

① 事前審査の実施

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、事前審査を通じて商品構造、裏付資産および信用補完の状況等や外部格付などの妥当性を確認しています。

② 裏付資産等のモニタリング

全投資案件について裏付資産等のモニタリングを行い、その結果を担当常務理事へ報告しています。

◆ 信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◆ 内部評価方式の概要

当会は、内部格付手法を採用していないため、該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

ア 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	11,901	—	16,598	—
	自動車ローン	18,863	—	18,443	—
	その他	—	—	2,503	—
	合 計	30,765	—	37,545	—
オフ バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

イ リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額
令和3年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	30,765	246	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	30,765	246	合 計	—	—
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

令和4年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	37,545	300	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	37,545	300	合 計	—	—
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

ウ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

エ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

I 自己資本の充実の状況(単体)

6 オペレーショナル・リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクの発生を抑制することを目的に、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを把握し、管理しています。

※ オペレーショナル・リスクの把握

オペレーショナル・リスクの把握については、顕在化事象の報告、潜在的なリスクを特定・評価するコントロール・セルフ・アセスメントなどにより行っています。

※ オペレーショナル・リスクの管理方法

オペレーショナル・リスクの管理方法については、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク（法務リスク、人的リスクおよび有形資産リスク）に区分し、以下の内容により管理しています。

① 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

当会では、事務リスクの発生を抑制するため、部門・グループ・担当の分離・独立などによる相互けん制機能の確保、規程・手続および権限の厳正化、事務処理における正確性の確保などにより、適切な管理を行っています。

② システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。

当会では、「セキュリティポリシー」に定める情報システムに関するリスクの発生を抑制するため、システム開発・運用管理、不正アクセス等のセキュリティ対策、コンティンジェンシープランの確立などにより、適切な管理を行っています。

③ その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスクについては、各種規程等に基づき適切な管理を行っています。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

I 自己資本の充実の状況(単体)

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの概要

「出資等その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、特定先または特定銘柄に集中しないよう管理しています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	19,476	19,476	18,888	18,888
非 上 場	312,977	312,977	312,877	312,877
合 計	332,453	332,453	331,765	331,765

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
40	—	—	22	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
16,492	—	15,908	714

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益はありません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,612,952	1,374,557
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9 金利リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手順の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少または損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により金利リスクを把握し、管理しています。

※ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

※ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、統合リスク・財務統括委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やシミュレーション分析などの適切なリスク管理を行い、リスクの抑制に努めています。

※ ヘッジ等の金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、ヘッジ等の金利リスクの削減手法に該当する取引はございません。

※ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与え

たイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

※ **流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期**
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.25年です。

※ **流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期**
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

※ **流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提**

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

※ **固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提**

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

※ **複数の通貨の集計方法およびその前提**

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

※ **スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）**

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

※ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

※ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、債券の残存期間の短期化によるものです。

※ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	119,891	230,791	14,418	16,131
2	下方パラレルシフト	—	—	1,064	1,043
3	スティープ化	123,241	214,230		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	123,241	230,791	14,418	16,131
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	435,226		434,767	

確認書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月28日

愛知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 太田 亮介

注 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和4年度および令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

【単体開示項目】

(農業協同組合法施行規則第 204 条関連)

1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	47
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	46
(3) 会計監査人の名称	46
(4) 事務所の名称及び所在地	48
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	47
2 主要な業務の内容	40～45
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	28
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	28
b 経常利益又は経常損失	28
c 当期剰余金又は当期損失金	28
d 出資金及び出資口数	28
e 純資産額	28
f 総資産額	28
g 貯金等残高	28
h 貸出金残高	28
i 有価証券残高	28
j 単体自己資本比率	28
k 剰余金の配当の金額	28
l 職員数	46
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	75、76
b 貯金に関する指標	66
c 貸出金等に関する指標	67～69、76
d 有価証券に関する指標	72、76
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	24～27
(2) 法令遵守の体制	18～23
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	15～17、34
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	22
5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	51～65
(2) 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	70
b 危険債権に該当する債権	70
c 三月以上延滞債権に該当する債権	70
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	70
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	71
(4) 自己資本の充実の状況	79～97
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	73
b 金銭の信託	74
c デリバティブ取引	74
d 金融等デリバティブ取引	74
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	74
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71
(7) 貸出金償却の額	71
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	98

【その他重要な事項】

(農業協同組合法施行規則第 207 条)

役員等の報酬体系	77
----------	----



<https://www.jabank.aichishinren.or.jp/>